

V 水源林地地域対策事業業務方法書

水源林地域対策事業業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人豊川水源基金定款（以下「定款」という。）第4条第2項の規定に基づき、公益財団法人豊川水源基金（以下「基金」という。）の事業のうち、定款第4条第1項第1号の助成事業（以下「水源林地域対策事業」という。）の実施についての基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本的方針)

第2条 基金は、その事業の公共性に鑑み、国及び関係縣市町村との緊密な関係を図ることにより、その業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

(定義)

第3条 この業務方法書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源林地域 別表第1に掲げる地方公共団体の地域のうち、牟呂松原頭首工（宇利川取水口を含む。）より上流の区域及び別表第2に掲げる地方公共団体の区域をいう。
- (2) 水源林地域地方公共団体等 別表第1及び別表第2に掲げる地方公共団体並びに次号に認める認定法人をいう。
- (3) 認定法人 森林組合等の法人であって理事会において適当と認めたものをいう。
- (4) 水源林対策事業 定款第4条第1項第1号に規定する事業のうち、豊川水系における地方公共団体等が講ずる水源林対策に対する助成事業をいう。
- (5) 一般振興対策事業 定款第4条第1項第1号に規定する事業のうち、豊川水系における地方公共団体等が講ずる水源林地域の一般振興に対する助成事業をいう。

(実施地域)

第4条 水源林地域対策事業は、水源林地域において実施する。

(助成対象事業)

第5条 基金は、水源林対策事業として別表第1に掲げる地方公共団体が次の各号の事業を、別表第2に掲げる地方公共団体が次の第1号の事業を、自ら実施する場合並びに当該事業を実施する財産区、森林組合及び当該地方公共団体が認定したものに対し助成措置を講じた場合に当該地方公共団体に対し助成を行うものとする。

- (1) 森林整備事業
 - ア 単層林整備のための人工造林、獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐、間伐及び間伐推進
 - イ 複層林整備のための受光伐、樹下植栽及び保育
 - ウ 天然林育成のための改良及び保育
- (2) 作業路整備事業
作業路整備のための新設及び改良

(3) その他理事会で決議した事業

2 基金は、一般振興対策事業として水源林地域地方公共団体等（別表第2に掲げる地方公共団体を除く。）が、助成金交付要領で定める事業を実施した場合に、当該地方公共団体等に対し助成を行うものとする。

(水源林対策事業の基本計画)

第6条 基金は、水源林対策事業について、地域の森林状況、事業実績及び効果等を勘案し、理事会の承認を得て基本計画を作成するものとする。

(事業計画)

第7条 基金は、定款第10条に規定する事業計画のうち、前条の基本計画に基づき水源林対策事業に係るものを作成するときは別表第1及び別表第2に掲げる地方公共団体に、一般振興対策事業に係るものを作成するときは、別表第1に掲げる地方公共団体にあらかじめ協議するものとする。

(事業資金)

第8条 水源林対策事業及び一般振興対策事業に必要な資金は、愛知県及び別表第3に掲げる地方公共団体が別に理事会で定める負担割合によって拠出した負担金及び当該事業に充てることを目的として寄附された財産をもって充てる。ただし、やむを得ない理由のある場合には、理事会の決議を経てこれを変更することができるものとする。

(助成金交付要領)

第9条 基金は、第5条第1項の各号及び第2項に規定する事業の助成基準等について、助成金交付要領を定めるものとする。

2 基金は、助成金交付要領を定め、又は変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この業務方法書は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金水源林地域対策事業業務方法書（昭和53年2月22日施行）は、廃止する。

附 則

この業務方法書は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

新城市	設楽町	東栄町	豊根村
-----	-----	-----	-----

別表第2

長野県	飯田市（旧上村、旧南信濃村の地域に限る。）
	阿南町 阿智村（旧浪合村の地域に限る。）
	売木村 天龍村 泰阜村

別表第3

豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市
設楽町	東栄町	豊根村		

1 水源林対策事業助成金交付要領

水源林対策事業助成金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、水源林地域対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第9条第1項の規定に基づき、市町村が講ずる水源林対策事業に要する経費に対して交付する助成金に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成基準)

第2 水源林対策事業の助成基準は、別表に定めるところによるものとする。

2 標準単価は、理事会において定めるものとする。

(事業見込書の提出)

第3 水源林対策事業を実施しようとする市町村は、理事長が定める日までに次年度に実施しようとする事業について、事業見込書（様式第1）を理事長に提出するものとする。

(事業計画書の提出)

第4 水源林対策事業を実施しようとする市町村は、理事長が定める日までに当該年度に実施しようとする事業計画書（様式第2）を理事長に提出するものとする。

(事業計画の内定)

第5 理事長は、提出された事業計画書の内容を審査し、当該年度の予算を勘案のうえ事業及び助成金額を内定し、内定通知書（様式第3）により、市町村に通知するものとする。

(助成金交付の申請)

第6 第5に基づき助成金の交付を受けようとする市町村は、理事長が定める日までに助成金交付申請書（様式第4）を理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第7 理事長は、助成金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第5）により、その内容及び条件を市町村に通知するものとする。

(事業の着手)

第8 事業の着手は、原則として第7の助成金交付の決定に基づき行うものとする。ただし、当該年度内においてやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある、理事長が必要と認める場合は、これを妨げない。

2 交付決定前に事業を実施しようとする市町村は、交付決定前着手申請書（様式第6）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定前着手承認通知書（様式第7）により、市町村に通知するものとする。

(変更の承認)

第9 助成金交付の決定を受けた市町村が助成金交付の対象となった事業の実施計画のうち次の各号の変更をしようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第8）を理事長に提

出し、承認を受けなければならない。

(1) 森林整備事業又は作業路整備事業における、交付決定されたそれぞれの助成金額に変更を生じる事業費の変更

(2) 作業路整備事業にあつては次のとおりとする。

ア 路線の追加又は廃止

イ 新設の場合は事業量の20%を超える変更

ウ 改良の場合は事業費の20%を超える変更

2 理事長は、前項による申請がなされたときは、速やかに承認の可否を決定し、変更可否通知書(様式第9)により、市町村に通知するものとする。

(期間内に完了しないとき等の報告及び指示)

第10 市町村は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、その理由及び事業の遂行状況を記載した書類を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業実績報告)

第11 市町村は事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第10)を理事長に提出するものとする。

(助成金の確定)

第12 理事長は、事業実績報告書を受理したときは、事業の適否及び完了を確認のうえその額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第11)により、市町村に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13 助成金の確定を受けた市町村は、助成金請求書(様式第12)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第14 理事長は、助成金請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(分割払)

第15 市町村は、第12から第14までの規定にかかわらず、事業毎の完了に基づき、助成金の確定前に助成金分割払請求書(様式第12)を提出し、助成金の一部の交付を受けることができる。

(検査等)

第16 理事長は、市町村に対し助成事業の実施に際して必要な指示をし、報告を求め、又は必要に応じて検査を行うことができる。

(関係書類の整備)

第17 市町村は、事業に係る収入、支出を明らかにした証拠書類、帳簿等を整備し、事業完了の翌年から5か年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第18 理事長は、市町村が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の取消し、又は助成金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 業務方法書、この要領及び助成金交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 助成金を当該事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) 助成金の運用又は事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金交付に関して不正の行為があったとき。
- (5) 事業を中止し、若しくは廃止したとき。

2 理事長は、前項の規定による助成金の交付の決定の取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(遅延利息)

第19 市町村は、助成金の返還を決定され、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この要領は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金水源林対策事業助成金交付要領（昭和53年2月22日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

水源林対策事業助成基準

事業名	事業種	事業細目	助成対象事業の基準	助成対象事業費	助成率	備考
森林整備事業	単層林整備	人工造林	人工造林面積が、0.01ha以上の規模で実施されるもの (交付決定前着手可)	面積×標準単価	10分の4以内 ただし、森林環境保全直接支援事業で実施されるものについては10分の2以内とする。	原則として、この基金以外の者が行う補助の対象となった事業は、助成の対象としない。
		獣害対策	獣害対策面積が、0.01ha以上の規模で実施されるもの (交付決定前着手可)	面積×標準単価 延長×標準単価	10分の8以内	
		下刈り	下刈り面積が0.01ha以上の規模で、2齢級以下の造林地において実施されるもの (交付決定前着手可)	面積×標準単価	10分の4以内	
		枝打ち	枝打ち面積が0.01ha以上の規模で、3～6齢級の造林地において実施されるもの	面積×標準単価	10分の4以内	
		除伐	除伐面積が0.01ha以上の規模で、3齢級の造林地において実施されるもの (交付決定前着手可)	面積×標準単価	10分の4以内	
		間伐	間伐面積が0.01ha以上の規模で、4齢級以上の造林地において実施されるもの ただし、スギ17齢級以上、ヒノキ19齢級以上の造林地にあつては、地域の標準的な施業における林分の密度を概ね5割上回る造林地又は立木の収量比数が概ね100分の95以上の造林地に限る。 (交付決定前着手可)	面積×標準単価	10分の4以内 ただし、県外においては国及び県が行う公共助成による助成率の範囲内とすることができる。	
		間伐推進	森林環境保全直接支援事業で実施されるもの	国及び県の補助を受ける場合に算出される事業費	100分の22以内 ただし、助成対象事業費の90%以内になるようにするものとする。	

事業名	事業種	事業細目	助成対象事業の基準	助成対象事業費	助成率	備考
森 林 整 備 事 業	複 層 林 整 備	受 光 伐	複層林整備のため0.1ha以上の規模で行われる次の事業 (新たに複層林整備する林分については、受光伐年度及びその翌 年度に樹下植栽を行うものに限る。) ① 抜き伐り 3 齢級以上 (伐倒率概ね10～70%) ② 枝打ち 3 齢級以上	面積×標準単価	10分の8以内	この基金以外の者が行う補助の対 象となった事業については10分の 2以内において理事長が均衡に配慮 して定める。 この場合、この基金以外の者の補 助を含めて、実質90%以内になる ようにするものとする。
		樹 下 植 栽	複層林の造成を目的として、上層木が3 齢級以上の林分におい て、0.1ha以上の規模で樹下に行う苗木の植栽等	同 上	同 上	
		保 育	下層木が5 齢級以下の林分で、0.1ha以上の規模で行われる 「下刈り」及び「除伐」	同 上	同 上	
	天 然 林 育 成	改 良	優良天然林の育成を目的として、0.1ha以上の規模で行われ る不用・不良木の除去、樹下植栽等	同 上	同 上	
		保 育	優良天然林の育成を目的として、0.1ha以上の規模で行われ る「下刈り」及び「除伐」	同 上	同 上	

事業名	事業細目	助成対象事業の基準	助成対象事業費	助成率	備考
作業路整備事業	新設	1団地の森林面積が5ha以上の規模で、保育管理等（単層林整備の獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐、若しくは間伐、複層林整備及び天然林育成）の実施予定対象面積が30%以上を占める団地において行われる森林整備作業路の新設	実行経費	10分の6以内	助成額の上限額は、別に定める。
	改良	保育管理等（単層林整備の獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐、若しくは間伐、複層林整備及び天然林育成）を行うための、既設作業路の改良 ただし、事業費が10万円以上であるもので、保育管理等が当該事業年度から翌々年度までに0.01ha以上の規模で実施されるものに限る。	同上	同上	原則として、新設時に水源基金の助成を受けたものに限る。

年度水源林対策事業見込書

第 年 月 日
号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

このことについては、下記のとおりです。

記

事業名	事業種	事業細目	事業量	事業費 (円)	負担区分(円)				摘要	
					助成金	公共補助	市町村	その他		
森 林 整 備	単 層 林 整 備	人工造林	ha							
		獣害対策	ha			—			忌避剤等	
			m			—			防止柵	
		下刈り	ha			—				
		枝打ち	ha			—				
		除伐	ha			—				
		間伐	ha			—				
	間伐推進	ha								
	複 層 林 整 備	受 光 伐	抜き伐り	ha						
			枝打ち	ha						
		樹下植栽	ha							
		保 育	下刈り	ha						
			除伐	ha						
		天然林育成	改良	ha						
保 育	下刈り	ha								
	除伐	ha								
小 計		/								
作 業 路 整 備	新 設	m				—		路線		
	改 良	箇所				—		路線		
	小 計	/				—				
合 計		/								

注：森林整備事業については、事業費の積算内訳書を添付すること。

年度水源林対策事業計画書

第 年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

このことについては、下記のとおりです。

記

1 実施計画

事業名	事業種	事業細目	事業量	事業費 (円)	負担区分(円)				摘要
					助成金	公共補助	市町村	その他	
森 林 整 備	単 層 林 整 備	人工造林	ha						
		獣害対策	ha			—			忌避剤等
			m			—			防止柵
		下刈り	ha			—			
		枝打ち	ha			—			
		除伐	ha			—			
		間伐	ha			—			
	間伐推進	ha							
	複 層 林 整 備	受光伐	抜き伐り	ha					
			枝打ち	ha					
		樹下植栽	ha						
		保 育	下刈り	ha					
			除伐	ha					
		天 然 林 育 成	改良	ha					
保 育	下刈り		ha						
	除伐		ha						
小 計									
作 業 路 整 備	新 設	m				—		路線	
	改 良	箇所				—		路線	
	小 計						—		
合 計									

- 注：(1) 新たに複層林整備する林分の受光伐については、様式第2の別添(1)の「樹下植栽計画書」を添付すること。
- (2) 作業路整備事業については、新設の場合は様式第2の別添(2)、改良の場合は様式第2の別添(3)の「作業路 線に係る森林保育管理事業実施計画書」を添付すること。

2 収 支 予 算

(1) 収 入

区 分	予 算 額
助 成 金	円
公 共 補 助	
市 町 村	
そ の 他	
合 計	

(2) 支 出

区 分		予 算 額		
森 林 整 備	単 層 林	人 工 造 林	円	
		獣 害 対 策		
		下 刈 り		
		枝 打 ち		
		除 伐		
		間 伐		
		間 伐 推 進		
整 林 整 備	複 層 林	受 光 伐	抜き伐り	
		枝 打 ち		
	保 育	樹 下 植 栽		
		下 刈 り		
		除 伐		
		天 然 林 育 成	改 良	
保 育	下 刈 り			
	除 伐			
小 計				
作 業 路 整 備	新 設			
	改 良			
	小 計			
合 計				

3 作業路整備事業の実施箇所別計画

ア 新 設

番号	路線名	実施場所	団地面積 ha	保育管理面積 ha	延長 m	単価 円	事業費 円	負担区分			施行予定 年 月	採否
								助成金 円	市町村 円	その他 円		

イ 改 良

番号	路線名	実施場所	保育管理面積 ha	改良内容		事業費 円	負担区分			施行予定 年 月	採否
				工種	箇所数		助成金 円	市町村 円	その他 円		

注： 設計書、位置図・計画図・線形図を添付すること。

様式第2の別添(1)

樹下植栽計画書

第 年 月 日
号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

所在地 番地外 筆の森林について、受光伐後、次のおり樹下植栽をします。

実施場所	樹種	面積	苗木本数	実施年度
		ha	本	

作業路 線に係る森林保育管理事業実施計画書

第 年 月 日
号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

作業路 線新設に関連して、関係森林の保育管理を次のとおり実施します。

1 作業路整備計画

年 度	年度	年度	年度	年度	年度	計
整備延長	m	m	m	m	m	m

2 森林保育管理事業実施計画

実 施 予 定 年 度	保 育 事 業 名	事 業 量	地 図 表 示 番 号
年度		ha	
計			

年度水源林対策事業内定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについて下記のとおり内定したので、 年 月 日までに助成金交付申請書を提出してください。

記

- | | |
|---------|--------|
| 1 事業費総額 | 円 |
| 2 助成金額 | 円 |
| 3 事業の内訳 | 別紙のとおり |

別紙

事業の内訳

事業名	事業種	事業細目	事業量	事業費 (円)	助成金 (円)	摘要	
森 林 整 備	単 層	人工造林	ha				
		獣害対策	ha			忌避剤等	
			m			防止柵	
	林 整 備	下刈り	ha				
		枝打ち	ha				
		除伐	ha				
		間伐	ha				
		間伐推進	ha				
	複 層 林 整 備	受 光 伐	抜き伐り	ha			
			枝打ち	ha			
		樹下植栽	ha				
		保 育	下刈り	ha			
			除伐	ha			
		天 然 林 育 成	改 良	ha			
保 育	下刈り		ha				
	除伐		ha				
		小 計					
作 業 路 整 備	新 設	m				路線	
	改 良	箇所				路線	
			小 計				
		合 計					

年度水源林対策事業助成金交付申請書

第 年 月 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度において水源林対策事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 金 円
- 2 事業の実施計画 別紙のとおり

別 紙

実 施 計 画

事業名	事業種	事業細目	事業量	事業費 (円)	助成金 (円)	摘要	
森 林 整 備	単 層	人工造林	ha				
		獣害対策	ha			忌避剤等	
			m			防止柵	
	林 整 備	下刈り	ha				
		枝打ち	ha				
		除伐	ha				
		間伐	ha				
		間伐推進	ha				
	複 層 林 整 備	受 光 伐	抜き伐り	ha			
			枝打ち	ha			
		樹下植栽	ha				
		保 育	下刈り	ha			
			除伐	ha			
		天 然 林 育 成	改 良	ha			
保 育	下刈り		ha				
	除伐		ha				
	小 計						
作 業 路 整 備	新 設	m				路線	
	改 良	箇所				路線	
	小 計						
合 計							

年度水源林対策事業助成金交付決定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度水源林対策事業助成金を下記のとおり決定します。

記

1 助 成 金 額 金 円

2 条 件

- (1) この事業により造成されたものは、災害等不可抗力の場合を除き、事業終了後5か年間は形質の変更をしてはならないものとする。
- (2) この事業により造成された作業路及び森林は善良な管理をするものとする。

注：決定が申請と異なる場合は、その内容を示す書類を添付すること。

年度水源林対策事業助成金交付決定前着手申請書

第 年 月 日
号

公益財団法人 豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度において、下記のとおり水源林対策事業助成金の交付決定前着手の承認を申請します。

ただし、交付対象とならなかった場合は、市町村の負担で事業を実施します。

記

1 事業（細目）の内容

(ア) 人工造林

番号	実施者	実施場所	樹種	苗木 本数	面積	ha当たり 苗木本数
				本	ha	本

(イ) 獣害対策

番号	実施者	実施場所	対象 鳥獣	事業内容	面積	延長	ha当たり 処理本数
					ha	m	本

(ウ) 下刈り

番号	実施者	実施場所	林齢	種別	樹種	面積
						ha

(エ) 除伐

番号	実施者	実施場所	林齢	樹種	面積
					ha

(オ) 間伐

番号	実施者	実施場所	林齢	種別	樹種	面積
						ha

2 交付決定前着手を必要とする理由

年度水源林対策事業助成金交付決定前着手承認通知書

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付けで申請のありました 年度水源林対策事業助成金
交付決定前着手については、下記のとおり承認します。

記

- 1 事業の内容 申請書記載のとおり
- 2 承認の内容 交付決定前着手を認めます。
ただし、交付対象とならなかった場合は、市町村の負担で事業を実施
してください。
- 3 承認の理由
- 4 そ の 他

年度水源林対策事業実施計画変更承認申請書

第 年 月 日
第 年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった水源林対策事業について
下記のとおり実施計画を変更したいので申請します。

記

1 実施計画変更の理由 (具体的に)

2 実施計画変更の内容 別紙のとおり

注：(1) 変更後の実施計画を添付すること (様式第 4 の別紙「実施計画」)。

(2) 作業路整備については、当初採択された「作業路整備事業の実施箇所別計画」(様式第 2 の「3」)を利用して、変更前を黒字、変更後を赤字で 2 段書き (一部の路線を変更する場合でも全路線について記入) した「実施箇所別計画」、「計画図」及び「市町村全図に表示した位置図」を添付すること。

別 紙

実施計画変更の内容

事業名	事業種	事業細目	当初計画			変更計画			増減				
			事業量	事業費	助成金	事業量	事業費	助成金	事業量	事業費	助成金		
森 林 整 備	単層	人工造林	ha	円	円	ha	円	円	ha	円	円		
		獣害対策	ha			ha			ha				
	m				m			m					
	下刈り		ha			ha			ha				
	林整備	枝打ち	ha			ha			ha				
		除伐	ha			ha			ha				
		間伐	ha			ha			ha				
		間伐推進	ha			ha			ha				
	整層林整備	受光伐	抜き伐り	ha			ha			ha			
			枝打ち	ha			ha			ha			
		樹下植栽	樹下植栽	ha			ha			ha			
			保育	下刈り	ha			ha			ha		
				除伐	ha			ha			ha		
	備天然林育成	改良	改良	ha			ha			ha			
保育			下刈り	ha			ha			ha			
			除伐	ha			ha			ha			
作業路整備	小計												
	新設	m			m			m					
	改良	箇所			箇所			箇所					
小計													
合	計												

様式第9

事業実施計画変更可否通知書

第 年 月 号
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度水源林対策事業
実施計画の変更について、承認します。

(下記の理由により承認できません。)

年度水源林対策事業実績報告書

第 年 月 日
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業を下記のとおり
実施したので報告します。

記

- | | |
|-----------|---------|
| 1 事業実績 | 別紙1のとおり |
| 2 収支精算 | 別紙2のとおり |
| 3 実施箇所別実績 | 別紙3のとおり |

別紙 1
事業実績

事業名	事業種	事業細目	実施計画			実績			差引増減			
			事業量	事業費	助成金	事業量	事業費	助成金	事業量	事業費	助成金	
森	単層	人工造林	ha	円	円	ha	円	円	ha	円	円	
		獣害対策	ha			ha			ha			
			m			m			m			
	林	下刈り	ha			ha			ha			
		枝打ち	ha			ha			ha			
		除伐	ha			ha			ha			
		間伐	ha			ha			ha			
	整備	間伐推進	ha			ha			ha			
		複層林整備	受光伐 抜き伐り	ha			ha			ha		
			枝打ち	ha			ha			ha		
整備	樹下植栽	ha			ha			ha				
		保育	下刈り	ha			ha			ha		
	除伐	ha			ha			ha				
		天然林育成	改良	ha			ha			ha		
	保育	下刈り	ha			ha			ha			
		除伐	ha			ha			ha			
	小計											
作業路整備	新設	m			m			m				
	改良	箇所			箇所			箇所				
	小計											
合計												

別紙 2

収支精算

(1) 収入

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引		摘 要
			増	減	
助 成 金	円	円	円	円	
公 共 補 助					
市 町 村					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引		摘 要	
			増	減		
森 林 整 備	人 工 造 林	円	円	円	円	
	単 層 林 整 備					
	獣 害 対 策					
	下 刈 り					
	枝 打 ち					
	除 伐					
	間 伐					
	間 伐 推 進					
	複 層 林 整 備					
	受 光 伐					
	抜 き 伐 り					
	枝 打 ち					
	樹 下 植 栽					
	保 育					
下 刈 り						
除 伐						
天 然 林 育 成						
改 良						
保 育						
下 刈 り						
除 伐						
小 計						
作 業 路 整 備	新 設					
	改 良					
	小 計					
合 計						

別紙 3

実施箇所別実績

(1) 単層林整備

ア 人工造林

番号	実施者	実施場所	所有別	樹種	苗木本数	面積	単価	事業費	ha 当たり苗木本数	摘要
					本	ha	円	円	本	
小計										

イ 獣害対策

番号	実施者	実施場所	所有別	樹種	対象鳥獣	事業内容	面積	延長	本数		単価	事業費	ha 当たり処理本数	摘要
									成立	処理				
							ha	m	本	本	円	円	本	
小計														

ウ 下 刈 り

番号	実施者	実施場所	所有別	林齢	種別	樹種	面積	単価	事業費	摘要
							ha	円	円	
小 計										

* 種別の欄は、全刈、坪刈、筋刈の別を記入する。

エ 枝 打 ち

番号	実施者	実施場所	所有別	林齢	樹種	本 数		枝打ち高	面積	ha当たり枝 打ち本数	単 価	事業費	摘要
						成立 本	枝打ち 本						
								m	ha	本	円	円	
小 計													

オ 除 伐

番号	実施者	実施場所	所有別	林齢	樹種	本 数		伐倒率	面積	単 価	事業費	摘要
						成立	伐倒					
						本	本	%	ha	円	円	
小 計												

* 伐倒率・・・小数点以下切捨

カ 間 伐

番号	実施者	実施場所	所有別	林齢	樹種	本 数		搬出方法		平均材積 (m ³ /ha)	面積	単 価	事業費	間伐率	玉切有無	摘要
						成立	伐倒	作業システム	搬出材積							
						本	本		m ³	m ³	ha	円	円	%		
小 計																

* 間伐率・・・小数点以下切捨

キ 間伐推進（森林環境保全直接支援事業）

番号	実施者	実施場所	面積	県補助金 交付決定 年月日	県 完了検査 年月日	事業費	負 担 区 分			
							助成金	公共補助	市町村	その他
			ha			円	円	円	円	円
小 計										

注：（１）森林環境保全直接支援事業補助金交付申請書で施業地が確認できる関係書類の写しを添付すること。

（２）県の完了検査が終了し額が確定した調書を添付すること。

(2) 複層林整備

ア 受光伐(抜き伐り) 「単層林整備 除伐」 に準ずる。

イ 受光伐(枝打ち) 「単層林整備 枝打ち」 に準ずる。

ウ 樹下植栽

番号	実施者	実施場所	所有別	上層木		樹下植栽			単価	事業費	ha当たり 苗木本数	摘要
				樹種	林齢	樹種	苗木本数	面積				
							本	ha	円	円	本	
小計												

エ 保育(下刈り) 「単層林整備 下刈り」 に準ずる。

(除伐) 「単層林整備 除伐」 に準ずる。

(3) 天然林育成

ア 改良 「単層林整備 人工造林」 に準ずる。

イ 保育(下刈り) 「単層林整備 下刈り」 に準ずる。

(除伐) 「単層林整備 除伐」 に準ずる。

注：森林整備共通事項

(1) 所有別の欄は、市町村有、財産区有、私有の別を記入すること。

(2) 森林整備事業完了後の写真を各事業2枚添付すること。

(4) 作業路整備

ア 新 設

番号	路線名	実施場所	団地面積	保育管理面積	延長	単価	事業費	負担区分			竣工年月日	摘要
								助成金	市町村	その他		
			ha	ha	m	円	円	円	円	円		
小 計												

- 注：(1) 出来高設計書を、事業実施基準により作成し添付すること。
 (2) 工事を委託実施した場合は、当該委託工事の検査調書を添付すること。
 (3) 新設の着手前と完了後及び標柱の写真（計3枚）

イ 改 良

番号	路線名	実施場所	保育管理面積	改良内容		事業費	負担区分			完了年月日	摘要
				工 種	箇所数		助成金	市町村	その他		
			ha			円	円	円	円		
小 計											

- 注：(1) 出来高設計書を、事業実施基準により作成し添付すること。
 (2) 工事を委託実施した場合は、当該委託工事の検査調書を添付すること。
 (3) 改良の着手前と完了後の写真（計2枚）

(参 考)

年度作業路整備事業検査調書

事 業 区 分	
路 線 名	
施 行 場 所	市 町 (村) 郡
延 長	m
原 契 約 年 月 日	年 月 日
変 更 契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 者 住 所 氏 名	
原 契 約 金 額	円
変 更 契 約 金 額	円
工 期	
検 査 結 果	
摘 要	

年度水源林対策事業助成金交付確定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました 年度水源林対策
事業助成金を下記のとおり確定します。

記

1 助成金確定額 円

(内交付済額 円)

2 助成金確定額の内容 別紙のとおり

別紙

助成金確定額の内容

事業名	事業種	事業細目	事業量	事業費 (円)	助成金確定額 (円)	左の内交付済額 (円)	摘要	
森 林 整 備	単 層	人工造林	ha					
		獣害対策	ha				忌避剤等	
			m				防止柵	
	林 整 備	下刈り	ha					
		枝打ち	ha					
		除伐	ha					
		間伐	ha					
		間伐推進	ha					
	複 層 林 整 備	受 光 伐	抜き伐り	ha				
			枝打ち	ha				
		樹下植栽	ha					
		保 育	下刈り	ha				
			除伐	ha				
		天 然 林 育 成	改 良	ha				
	保 育		下刈り	ha				
			除伐	ha				
	小 計							
	作 業 路 整 備	新 設	m					路線
改 良		箇所					路線	
小 計								
合 計								

年度水源林対策事業助成金（分割払）請求書

第 年 月 日 号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

下記の金額を交付してください。

金 円

助 成 金 確 定 額 (交付決定)	円
助 成 金 既 受 領 額	円
今 回 請 求 額	円

助成金 確 定 年月日 年 月 日
(交付決定)

口 座 振 込 先	金 融 機 関 名 支 店
名 義 人	
口 座 番 号 等	普通・当座 No.

注： 分割払の場合は、該当分の実績報告書を添付すること。

附：「水源林対策事業実施計画」の
変更に係る審査事務処理方針

「水源林対策事業実施計画」の変更に係る審査事務処理方針

平成 24 年 4 月 1 日

一部改正 平成 28 年 4 月 1 日

公益財団法人豊川水源基金

水源林対策事業助成金交付要領（以下「交付要領」という。）第 9 に基づく実施計画の変更に係る審査は、原則として次により処理するものとする。

第 1 当該市町村を所管する県事務所審査員（以下「事務所審査員」という。）は、当該市町村の実施計画変更の指導と合わせ、「水源林対策事業実施計画変更審査表」（様式 1）（以下「審査表」という。）を作成し、市町村に同審査表を実施計画変更承認申請書に添付し基金に提出するよう指示するものとする。ただし、水源林地域対策事業業務方法書別表第 2 に掲げる市町村が実施計画変更申請を行なう場合には、この規定は適用しない。

第 2 基金は、交付要領第 9 第 2 項により、変更申請の承認可否を決定するに当たり、該当の審査表及び基金の見解を付して、事業審査会長に審査を依頼するものとする。（様式 2）。ただし、水源林地域対策事業業務方法書別表第 2 に該当する市町村が事業実施計画変更申請を行なう場合には、審査表の添付は要しない。

第 3 事業審査会長は、前項に基づき審査を求められたときは、計画変更の内容を検討し、その審査結果を基金へ回答するものとする。（様式 3）

第 4 基金は、交付要領第 9 第 2 項に基づき承認の可否を決定した場合は、速やかにその結果を事業審査員に通知するものとする。（様式 4）

様式1

水源林対策事業実施計画変更審査表

年 月 日 審査

事務所審査員名

印

市 町 村 名	
1 審査内容	
2 審査意見	
3 審査結果	

様式2

第 号
年 月 日

事 業 審 査 会 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

市
町 年度水源林対策事業実施計画の変更に伴う審査について（依頼）
村

このことについて、別添写のとおり実施計画変更承認申請書が提出されましたので、
変更内容を審査して下さるようお願いいたします。

なお、当基金の見解は、下記のとおりです。

記

様式3

年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

事 業 審 査 会 長

市
町
村
年度水源林対策事業実施計画の変更に伴う審査について（回答）

年 月 日付け 豊川基第 号で、依頼のありましたこのことについて、下記のとおりです。

記

1 審査意見

2 審査結果

様式4

第 号
年 月 日

事 業 審 査 会 長
様
事 業 審 査 員

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度水源林対策事業実施計画の変更について（通知）

このことについて、下記市町村の実施計画変更に関し、水源林対策事業実施計画の変更に係る審査事務処理方針に基づく審査手続きを経て、実施計画の変更を承認する（承認しない。）ことに決定しました。

記

- 1 関係市町村
○ ○ ○ 、 ○ ○ ○
○ ○ ○ 、 ○ ○ ○
- 2 実施計画変更の内容
別紙のとおり
- 3 特記事項

別紙

実施計画変更の内容

市町村名 ()

事業名		実施計画			変更計画			増減				
		事業量	事業費	助成金	事業量	事業費	助成金	事業量	事業費	助成金		
森 林 整 備	単層林整備	人工造林	ha	円	円	ha	円	円	ha	円	円	
		獣害対策	ha			ha			ha			
			m			m			m			
		下刈り	ha			ha			ha			
		枝打ち	ha			ha			ha			
		除伐	ha			ha			ha			
		間伐	ha			ha			ha			
	複層林整備	受光伐	抜き伐り	ha			ha			ha		
			枝打ち	ha			ha			ha		
		樹下植栽	ha			ha			ha			
		保育	下刈り	ha			ha			ha		
			除伐	ha			ha			ha		
		天然林育成	改良	ha			ha			ha		
	保育		下刈り	ha			ha			ha		
除伐			ha			ha			ha			
	小計	/			/			/				
作業路整備	新設	m			m			m				
	改良	箇所			箇所			箇所				
	小計	/			/			/				
合計		/			/			/				

別紙

作業路整備事業の実施箇所別計画変更の内容

新 設

市町村名 ()

番号	路線名	実施場所	団地面積 ha	保育管理面積 ha	延長 m	単価 円	事業費 円	助成金 円

改 良

番号	路線名	実施場所	保育管理面積 ha	改良内容		事業費 円	助成金 円
				工 種	箇所数		

(1) 水源林対策事業実施基準

水源林対策事業実施基準

(趣旨)

第1 この基準は、別に定めるもののほか水源林対策事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2 各事業の実施基準は、次に定めるところによるものとする。ただし、特別な事由がある場合は、理事長の承認したところによることができる。

I 森林整備事業

1 単層林整備

(1) 人工造林

ア 苗木

苗木は原則として品質系統が明らかで表示票が付され、かつ健全なもので、上長が普通苗のスギ、クヌギ、コナラは45cm上、ヒノキは35cm上、ケヤキは60cm上、マツ類は25cm上、コンテナ苗のスギ、ヒノキ、クヌギ、コナラは30cm上のものとする。

イ 植栽本数

植栽本数は1ha当たり 3,500本を標準とする。

ウ 枯損率

枯損率は植栽本数に対して20%以下とする。

(2) 獣害対策

ア 獣害対策は、その効果を実証されたものを使用すること。

イ 野生鳥獣の良好な生育環境の整備・保全に配慮すること。

(3) 下刈り

ア 下刈りの方式

雑草木の刈払いは、原則として全刈とするが、施行地の立地条件によっては災害防止等を考慮して坪刈、筋刈をすることができるものとし、次の区分によるものとする。

刈 払 方 式	摘 要
全 刈	
坪刈 又は 筋刈	刈幅は造林木の枝張以上とする。

イ 刈高

雑草木の刈払いの高さは30cm以下とする。

ウ 実施時期

刈払いは、7月から9月までに行うものとする。

(4) 枝打ち

成立本数の80%以上に対して実施されるもの。

(5) 除伐

ア 除伐の内容

不用木竹及び不良木等を伐倒する。

イ 伐倒本数

不用木竹の全部及び造林木の概ね10%以上を伐倒する。

(6) 間伐

ア 間伐の内容

間伐対象木の選定、伐倒及び集積等を行う。

イ 伐倒本数

造林木の概ね20%以上を伐倒する。

ウ 間伐木の利用

利用できる限り搬出し有効に利用するものとする。

(7) 間伐推進

ア 国の森林環境保全整備事業実施要領に基づき補助対象となったものであること。

イ 造林補助事業を推進することにより、水源林としての涵養機能が向上することであること。

2 複層林整備

(1) 受光伐

ア 抜き伐り

(ア) 単層林整備のための間伐に準ずる。(ただし、下層木の植栽、育成等が可能な照度が確保されるものであること。)

(イ) 新たに複層林整備を導入する林分で、樹下植栽等を翌年度以降に行う場合は、その実施が明らかであること。

イ 枝打ち

(ア) 単層林整備のための枝打ちに準ずる。(ただし、下層木の植栽、育成等が可能な照度が確保されるものであること。)

(イ) 新たに複層林整備を導入する林分で、樹下植栽等を翌年度以降に行う場合は、その実施が明らかであること。

(2) 樹下植栽

植栽に当たっての使用苗木の基準及び枯損率については、単層林整備のための人工造林に準ずる。

(3) 保育

単層林整備のための下刈り及び除伐に準ずる。

3 天然林育成

(1) 改良

- ア 不用、不良木の除去は、概ね伐倒率10～70%とする。
- イ 植え込み等は、天然稚幼樹の発生、育成を促す天然更新補助作業、稚幼樹が少ない場合の植栽等とする。
- ウ 植栽に当たっての使用苗木の基準及び枯損率については、単層林整備のための人工造林に準ずる。

(2) 保育

単層林整備のための下刈り及び除伐に準ずる。

4 森林整備事業の共通事項

(1) 留意事項

森林のもつ水源涵養機能が十分発揮できるように、地力の保持、造林木の生育促進等に適切な配慮をするものとする。

(2) 事業施業図

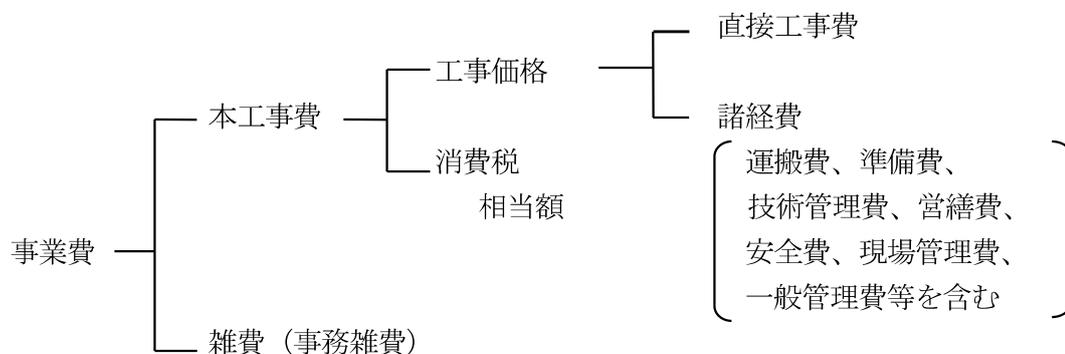
事業実施区域を明らかにするため様式第1による事業施業図を作成すること。ただし、公共補助事業にかかる事業地と同一のものにあつてはこれを省略することができる。

II 作業路整備事業

1 新設

(1) 事業費の構成及び内容

ア 事業費の構成



イ 事業費の内容

(ア) 直接工事費

資材費、労務費、機械器具損料の合計額

(イ) 諸経費

運搬費、準備費、技術管理費、営繕費、安全費、現場管理費、一般管理費等の合計額で直接工事費の35%以内とする。

(ウ) 雑費 (事務雑費)

事業を施行するため直接必要な経費で事業費の5%以内とする。

(2) 設計

ア 測量

予定地一帯をよく踏査し、自然地形を極力利用し、土工量を必要最小限にとどめるよう計画をたてるものとする。

(ア) 平面測量

測点は20m毎に設け、I P杭は設けず測点をもって代用し、距離を測定する。

(イ) 横断測量

各測点毎の山腹勾配を測定する。

イ 規格構造

(ア) 路線位置

路線位置は開設効果、保全との関連を考慮するとともに森林施業上効果的な線形とし、地山の平均傾斜 30° 以下のところに計画するものとする。

(イ) 幅員

2.0m、3.0m、4.0mの3種類を標準とする。ただし、4.0mを計画するものにあつては、木材搬出の計画がある場合に限るものとする。なお、地形、地質上、やむを得ない場合は、3.0m以上を計画するものにあつては、幅員の10%の範囲内で部分的に狭くすることができる。

(ウ) 曲線

曲線の最小半径は6.0mとし、必要に応じて拡巾するか、又はスイッチバック工法によることができる。

(エ) 縦断勾配

制限勾配は14%（100m以内で18%）以下を標準とする。

(オ) 路面

敷砂利は必要に応じて施工する。

(カ) 排水施設

排水施設は、特別な場所を除き設けないものとする。ただし、路面維持を図るため、次のものについては、この限りではない。

a 横断排水等

縦断勾配等を勘案し、適宜設けるものとする。

b 側溝

現地の地質等を勘案して、必要に応じて設けるものとする。その構造は原則として素掘とする。

(キ) 待避所及び車廻し

地形を考慮し、必要に応じ設けなければならない。

(ク) 構造物

低規格構造による。

- (ケ) 切取、盛土の法面
地質及び切取又は盛土法高等を考慮して必要に応じ吹付け工を実施するものとする。
- (コ) その他
接続道路管理者との協議により必要とされた措置については、可能な範囲で実施するもの。

ウ 設計図書

設計図書は、設計書、位置図、計画図、線形図とする

- (ア) 設計書
構成は様式第2による。ただし、様式第2の(2)を除く。
- (イ) 位置図
市町村全図を使い、実施箇所、路線名、延長を記載する。
- (ウ) 計画図
森林計画図に次の事項を記載するものとする。
 - a 団地の区域及びその面積
 - b 保育管理（単層林整備・複層林整備・天然林育成）対象地及びその面積
 - c 最寄りの既設道
 - d 路線計画
- (エ) 線形図
次の事項を記載するものとする。
 - a 線形を図示（測点及び構造物の位置を含む）
 - b 測量計算表（測点、方位、距離、勾配）

2 改良

ア 既設作業路の構造を部分的に改良することにより、通行を容易にするとともに、森林整備の推進を図るもの。

イ 規格構造

「新設」に準ずる。

ウ 設計図書

設計図書は、設計書、位置図、計画図とする

- (ア) 設計書
構成は様式第2による。ただし、様式第2の(1)を除く。
- (イ) 位置図
市町村全図を使い、実施箇所、路線名、延長、改良箇所数を記載する。
- (ウ) 計画図
森林計画図に次の事項を記載するものとする。
 - a 保育管理（単層林整備・複層林整備・天然林育成）対象地及びその面積

- b 最寄りの既設道
- c 改良計画
- d 構造物の実施箇所

附 則

- 1 この基準は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金水源林対策事業実施基準（昭和53年2月22日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

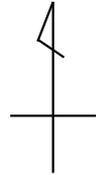
附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

事業施業図 (例示)

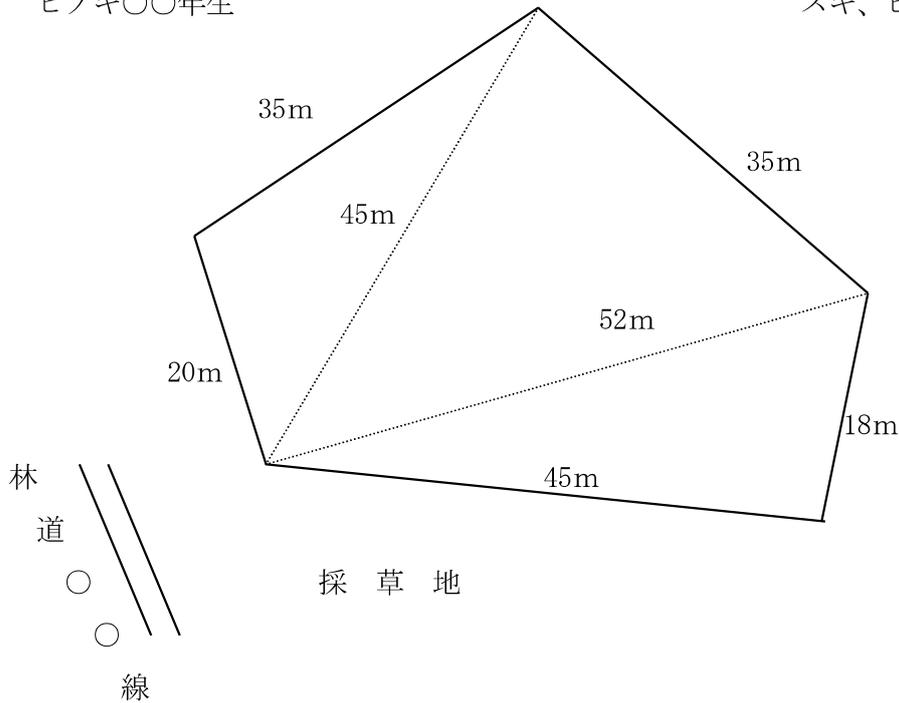
図面番号	
------	--

1. 事業者氏名 _____
2. 施行場所 _____
3. 面積 _____
4. 摘要 _____



ヒノキ〇〇年生

スギ、ヒノキ〇〇年生



- 注 1 実測図がある場合は、実測図を添付する。
- 2 要点間の距離測量によった場合は、上図の例による。
- 3 施業図記載要領
- (1) 1団地に樹種の異なるものがある場合又は既造林地除地のある場合は、区別して図示すること。
 - (2) 1事業地1葉とすること。
- 4 摘要には、次の事項を記入すること。
- (1) 単層林整備、複層林整備、天然林育成の施業区別。
 - (2) 人工造林 (樹種別)、獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、受光伐 (抜き伐り、枝打ちの別)、樹下植栽 (樹種別等)、改良 (樹種別等) の作業区別。
- 5 除地があるときは図示する (1か所0.01ha以上)

様式第2の(1)

年度作業路新設事業設計書

路線名 _____

施行主体 _____

施行場所 _____

団地及び 保育面積	団地面積 (A)	保育面積 (B)	B/A	事業 内容	全体計画	当該年度		実施済	次年度 以降
	ha	ha	%		延長 m	幅員 m	延長 m	延長 m	延長 m
工期				事業費	円	円		円	円

様式第2の(2)

年度作業路改良事業設計書

路線名 _____

施行主体 _____

施行場所 _____

延長及び 保育面積	保育面積	延長	事業 内容	全体計画	当該年度	実施済	次年度 以降
	ha	m		改良 箇所数	工種及び 改良箇所数	改良 箇所数	改良 箇所数
工期			事業費	円	円	円	円

様式第2の(5)

施 工 単 価 表

名 称	種別	形状・寸法	数量	単位	単価	金 額	摘 要

(2) 水源林対策事業検査基準

水源林対策事業検査基準

(趣旨)

第1 水源林対策事業助成金交付要領に基づく事業の検査は、この基準に定めるところによるものとする。

(検査員)

第2 検査は、基金の職員及び理事長が委嘱した者が行うものとする。

(検査)

第3 検査は、書類により行うものとする。ただし、必要と認めた場合は、現地検査を行うものとする。なお、検査の基準は次によるものとする。

2 書類検査は、事業実績報告書に基づいて行うものとするが、必要と認めた場合は、市町村が行った検査の関係資料及びこの事業に係る収入、支出関係書類等について行うものとする。

3 現地検査は、事業が実施された現地について行うものとする。

(1) 森林整備事業

ア 単層林整備

(ア) 人工造林

a 施行面積

施行面積は、実測によるものとする。ただし、1 ha未満の小規模なものは、要点間実測の簡易法によることができる。

施行面積の中に除地（施工地内の森林整備が不可能であって、1か所の面積が0.01ha以上であるもの及び既造林地を含む。）又は造林不成績がある場合は、これを除くものとする。なお、施行地の測量成果がある場合には、これと現地と照合のうえ使用することができる。

b 植栽本数

植栽本数は、標準地を設定して確認するか、植栽苗木の4方向の間隔測定により確認する。

c 使用苗木

使用苗木は、標準地を設定し、規格、健全性を確認する。

d 枯損率

枯損率は、標準地を設けて確認する。

e 地拵

地拵は、伐採、刈払い及び倒木、刈払物の整理後の保育作業及び成林の可能程度について確認する。

(イ) 獣害対策

a 施行面積

人工造林の場合に準ずる。

b 忌避剤

処理本数は、標準地を設定して確認するか、植栽木の4方向の間隔測定により確認する。

c 防止柵

防止柵は、野生鳥獣の移動の制御等を達成できる構造であることを実測図構造図等で確認する。

d 食害防護資材設置

設置本数は、標準地を設定して確認するか、植栽木の4方向の間隔測定により確認する。

(ウ) 下刈り

a 施行面積

人工造林の場合に準ずる。

b 実施期間

刈払時期は雑草木の伸長状況、聞き取り等の調査により確認する。

c 刈高及び刈幅

刈高及び坪刈又は筋刈の場合における刈幅は、標準地を設けて確認する。

(エ) 枝打ち

a 施行面積

人工造林の場合に準ずる。

b 枝打ち本数

標準地を設けて確認する。

c 枝打ち高

標準地を設けて測定する。

d 林齢

森林簿等により確認する。

(オ) 除伐

a 施行面積

人工造林の場合に準ずる。

b 林 齢

伐根の年輪、森林簿等により確認する。

c 伐倒本数

伐倒量は、標準地を設定して確認する。

(カ) 間伐

除伐の場合に準ずる。

(キ) 間伐推進

森林環境保全直接支援事業に係る補助事業関係書類により確認する。

イ 複層林整備

(ア) 受光伐

a 抜き伐り

(a) 施行面積

単層林整備のための人工造林の場合に準ずる。

(b) 林齢

伐根の年輪、森林簿等により確認する。

(c) 抜き伐り本数

標準地を設定して確認する。なお、抜き伐り後における林内照度が、下層木の植栽、育成等のために十分であるか否かを、周囲の状況等から確認する。

(概ねRy 0.65以下)

(d) 新たに複層林整備を導入する場合で、樹下植栽等を翌年度以降に行う事業地
にあつては、その実施を保証する書面を確認する。

b 枝打ち

(a) 施行面積

単層林整備のための人工造林の場合に準ずる。

(b) 林齢

森林簿等により確認する。

(c) 枝打ち本数

標準地を設けて確認する。

(d) 枝打ち高

標準地を設けて確認する。なお、枝打ち後における林内照度が、下層木の植栽、育成等のために十分であるか否かを、周囲の状況等から確認する。

(林内相対照度 概ね15%以上)

(e) 新たに複層林整備を導入する場合で、樹下植栽等を翌年度以降に行う事業地
にあつては、その実施を保証する書面を確認する。

(イ) 樹下植栽等

a 施行面積

単層林整備のための人工造林の場合に準ずる。

b 植栽等本数

単層林整備のための人工造林の場合に準ずる。

c 使用苗木、枯損率

養成苗木を使用する場合には、単層林整備のための人工造林の場合に準ずる。

(ウ) 保育

a 施行面積

単層林整備のための人工造林の場合に準ずる。

- b 下層木に対して行われる下刈り及び除伐は、それぞれ単層林整備のための下刈り及び除伐に準ずる。

ウ 天然林育成

(ア) 改良

a 施行面積

単層林整備のための人工造林の場合に準ずる。

- b 不用、不良木の除去は単層林整備のための下刈り、除伐に準じて、除去方法、除去率等を確認する。

- c 養成苗木による植栽を行った場合の植栽本数、枯損率、使用苗木の確認は、単層林整備のための人工造林に準ずる。

(イ) 保育

a 施行面積

単層林整備のための人工造林の場合に準ずる。

- b 作業内容の確認は、単層林整備のための下刈り及び除伐に準ずる。

(2) 作業路整備事業

ア 新設

(ア) 延長

延長は起点、終点及び測点により測定する。

(イ) 幅員

100mにつき1か所以上を測定し、3.0m以上の幅員の場合に限り地形・地質上部分的に10%以内の幅員の減少については幅員があるものとみなす。

(ウ) 曲線半径及び縦断勾配

工事中車両（実車）が通行した事実を確認する。

(エ) 敷砂利

敷砂利は、100mにつき1か所以上敷厚、敷幅を検測する。

(オ) その他の構造物

各部寸法を検測する。

イ 改良

(ア) 延長

新設の場合に準ずる。

(イ) 幅員

新設の場合に準ずる。

(ウ) 曲線半径及び縦断勾配

新設の場合に準ずる。

(エ) 敷砂利

新設の場合に準ずる。

(オ) その他の構造物

新設の場合に準ずる。

(検査後の措置)

第4 検査の結果、その内容に不完全な部分があったと認められたものについては一定期間に手直しを命じ再検査する。

(検査の報告)

第5 検査者は、検査後速やかに事業検査書(様式第1)に水源林対策事業助成金交付要領第11に定める事業実績報告書を添付のうえ理事長に報告するものとする。

附 則

- 1 この基準は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金水源林対策事業検査基準(昭和53年2月22日施行)は、廃止する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

検査員

職氏名

⑩

事業検査書

1. 助成事業及び実施者名

2. 助成金交付決定年月日 年 月 日

3. 助成対象事業費 円

4. 助成金額 円

5. 事業完了年月日 年 月 日

6. 検査年月日 年 月 日

7. 事業実績 別紙のとおり

8. 検査結果

9. その他参考事項

2 一般振興対策事業助成金交付要領

一般振興対策事業助成金交付要領

(趣 旨)

第1 この要領は、水源林地域対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第9条第1項の規定に基づき、市町村が行う一般振興対策事業に要する経費に対して交付する助成金に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2 助成対象となる事業は、別表第1に定める事業とし、この実施に必要な経費のうち助成金交付の対象として理事長が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について助成金を交付するものとする。

2 助成事業の内容及び助成対象経費は、別表第1に掲げるとおりとする。

ただし、国及び県からの助成がある事業は、原則として、助成対象から除く。

(事業実施計画書の提出)

第3 一般振興対策事業を実施しようとする市町村は、理事長が定める日までに当該年度に実施しようとする事業の実施計画書（様式第1）を理事長に提出するものとする。

(事業実施の内定)

第4 理事長は、提出された事業の実施計画書の内容を審査し、当該年度の予算の範囲内にて助成対象事業及び助成金額を内定し、通知書（様式第2）により、市町村に通知するものとする。

(助成金交付の申請)

第5 第4に基づき助成金の交付を受けようとする市町村は、理事長が定める日までに助成金交付申請書（様式第3）を理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第6 理事長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、すみやかに助成金の交付を決定し、通知書（様式第4）により、その内容及び条件を市町村に通知するものとする。

(変更の承認)

第7 助成金交付の決定を受けた市町村が助成金交付の対象となった事業の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第5）に変更計画書を添えて理事長に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、事業相互間における事業費及び各事業量の20パーセント以内の変更についてはこの限りではない。

2 理事長は、前項による申請がなされたときは、すみやかに承認の可否を決定し、通知書（様式第6）により、市町村に通知するものとする。

(期間内に完了しないとき等の報告及び指示)

第8 市町村は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、その理由及び事業の遂行状況を記載した書類を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業実績報告)

第9 市町村は事業が完了したときは、すみやかに事業実績報告書(様式第7)を理事長に提出するものとする。

(助成金の確定)

第10 理事長は、事業実績報告書を受領したときは、事業の完了を確認のうえその額を確定し、通知書(様式第8)により、市町村に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11 助成金の確定を受けた市町村は、助成金請求書(様式第9)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第12 理事長は、助成金請求書を受領したときは、すみやかに助成金を交付するものとする。

(検査等)

第13 理事長は、市町村に対し助成事業の実施に際して必要な指示をし、報告を求め、又は必要に応じて検査を行うことができる。

(関係書類の整備)

第14 市町村は、事業に係る収入、支出を明らかにした証拠書類、帳簿等を整備し、事業完了の翌年から5か年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第15 理事長は、市町村が次の各号の一に該当する場合は、助成金交付決定の取消し、又は助成金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 業務方法書、この要領及び助成金交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 助成金を当該事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) 助成金の運用又は事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金交付に関して不正の行為があったとき。
- (5) 事業を中止し、若しくは廃止したとき。

2 理事長は、前項の規定による助成金の交付の決定の取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(遅延利息)

第16 市町村は、助成金の返還を決定され、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免

除することができる。

附 則

- 1 この要領は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金一般振興対策事業助成金交付要領（昭和61年4月1日施行）は、廃止する。

別表第1

一般振興対策事業助成対象事業、内容及び助成対象経費

事業名	内容	助成対象経費
1 水道施設整備	水道（簡易水道を含む）の新設又は改築	工事費、用地費及び補償費、調査設計費、整備費、付帯雑費
2 環境衛生施設整備	廃棄物処理施設、し尿処理施設及び排水処理施設の新設又は改築	
3 コミュニティ施設整備	公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園を除く。）、広場、運動場及び水泳プール（学校に係るものを除く。）並びに公民館及び集会施設の新設又は改築	
4 消防施設整備	消防に関する施設の新設又は改築	
5 農林水産業施設整備	農道及び林道の開設又は改良及び舗装並びに付属物の新設又は改築 農林水産業振興の普及啓発施設の新設又は改築	
6 その他	前各号に掲げる措置に準ずる措置であって、理事長が特に必要と認めたもの	前号に準ずる経費であって、理事長が特に必要と認めたもの

様式第 1

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度一般振興対策事業の実施計画について（提出）

このことについては、下記のとおりです。

記

実 施 計 画

事業名	事業内容 〔施設等の 規 模 事 業 量〕	事業実施場所	着工及び 完了予定日	事業費	負 担 区 分			摘 要
					助 成 金	市 町 村	そ の 他	
				円	円	円	円	
計								

（注）事業名は、当該市町村の事業名を記載し、交付要領別表 1 の事業名を摘要欄へ記載する。

- 添付資料 1. 事業実施場所の付近見取図（縮尺 5,000 分の 1 から 25,000 分の 1 の地図に図示したもの） 2 部
2. 施設等の配置図及び立面図等 2 部

様式第2

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度一般振興対策事業の内定について（通知）

年 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについて下記のとおり内定したので、年 月 日までに助成金交付申請書を提出してください。

記

- 1. 事業費総額 円
- 2. 助成金額 円
- 3. 事業の内訳

事業名	事業内容〔施設等の規模 事業量〕	事業実施場所	事業費	助成金	摘要
			円	円	
計					

様式第3

年度一般振興対策事業助成金交付申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度において下記のとおり事業を実施したいので助成金 円を交付してください。

記

事業名	事業内容 〔施設等の規模 事業量〕	事業実施場所	着工及び 完了予定日	事業費 円	負担区分			摘要
					助成金 円	市町村 円	その他 円	
計								

(注) 事業名は、当該市町村の事業名を記載し、交付要領別表1の事業名を摘要欄へ記載する。

- 添付資料 1. 実施設計書 2部
2. 実施設計図 2部

様式第4

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度一般振興対策事業助成金交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度一般振興対策事業助成金を下記のとおり決定します。

記

1. 助 成 金 額 金 円

2. 条 件

- (1) この事業により造成されたものは、災害等不可抗力の場合を除き、事業終了後5か年間は形質の変更をしてはならないものとする。
- (2) この事業により造成された施設は、善良な管理をするものとする。

様式第5

年度一般振興対策事業計画の変更承認申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった一般振興対策事業について下記のとおり計画を変更したいので申請します。
記

事業名	変 更 前			変 更 後			増 減			変更理由
	事業内容 〔施設等の規模 事業量〕	事業費	助成金	事業内容 〔施設等の規模 事業量〕	事業費	助成金	事業内容 〔施設等の規模 事業量〕	事業費	助成金	
		円	円		円	円		円	円	
計										

(注) 事業名は、当該市町村の事業名を記載する。

様式第6

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

事業計画の変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、承認します。
(承認できません。)

様式第7

年度一般振興対策事業実績報告書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業を下記のとおり実施したので報告します。

記

1. 事業実績

事業名	事業内容 〔施設等の規模 事業量〕	事業実施場所	着工及び 完了年月日	事業費 円	負担区分			摘要
					助成金 円	市町村 円	その他 円	
計								

(注) 1. 事業名は、当該市町村の事業名を記載し、交付要領別表1の事業名を摘要欄へ記載する。

2. 事業計画の変更承認を受けた場合は、変更前を()書で上段に記載する。

2. 収支精算

(1) 収入

区 分		予 算 額	精 算 額	差引増減 (△)	摘 要
助 成 金		円	円	円	
市 町 村 費					
内 訳	一 般 財 源				
	特 定 財 源				
そ の 他					
計					

(2) 支出

区 分		予 算 額	精 算 額	差引増減 (△)	摘 要
		円	円	円	
計					

添付資料 事業検査調書及び着工前、完了後の現場写真（事業内容の全体が分かるもの） 1部

様式第8

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度一般振興対策事業助成金交付の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました 年度一般振興対策事業助成金を下記のとおり確定します。

記

1. 助成金確定額 金 円

様式第9

年度一般振興対策事業助成金請求書

年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

下記金額を交付してください。

金 円

助成金確定額 円

助成金確定年月日 年 月 日

VI 水源林保全流域協働事業業務方法書

水源林保全流域協働事業業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人豊川水源基金定款（以下「定款」という。）第4条第2項の規定に基づき、公益財団法人豊川水源基金（以下「基金」という。）の事業のうち、定款第4条第1項第1号に係る事業（以下「水源林保全流域協働事業」という。）の実施についての基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本的方針)

第2条 基金は、その事業の公共性に鑑み、国及び関係縣市町村との緊密な連携を図ることにより、その業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

(定義)

第3条 この業務方法書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源林地域 別表に掲げる地方公共団体の地域のうち、牟呂松原頭首工（宇利川取水口を含む。）より上流の区域をいう。
- (2) 関係市町村 別表に掲げる市町村をいう。
- (3) 認定法人等 特定非営利活動法人等であって理事会において適当と認めたものをいう。
- (4) 水源林管理事業 水源林を保全する次の事業をいう。
 - イ 水源林を取得し保全する事業（以下「水源林保全管理事業」という。）
 - ロ 森林所有者と協定し整備保全する事業（以下「水源林整備協定事業」という。）

(対象事業)

第4条 基金は、水源林保全流域協働事業として水源林地域の地方公共団体が、次の各号の事業を自ら実施する場合並びに当該事業を実施する財産区、森林組合及び当該地方公共団体が認定したものに対し、助成措置を講じた場合に当該地方公共団体に対し助成を行うものとする。

- (1) 人材育成事業 水源林の保全を行う人材を育成する事業
- (2) 間伐推進事業 間伐の推進等水源林を保全する事業
- (3) 水源林整備協定事業 水源林を森林所有者と協定し整備保全する事業

2 基金は、水源林保全流域協働事業として認定法人等が、次の事業を自ら実施する場合に当該認定法人等に対し助成を行うものとする。

森林づくり事業 水源林整備や上下流交流等を実施する事業

3 基金は、水源林保全流域協働事業として、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 水源林保全管理事業 水源林を取得し保全する事業
- (2) その他理事会で決議した事業

(実施地域)

第5条 水源林保全流域協働事業のうち、間伐推進事業及び水源林管理事業は、水源林地域において実施する。

2 前項に定める以外の事業の実施地域については、理事会において定めるものとする。

(水源林保全流域協働事業の基本計画)

第6条 基金は、水源林保全流域協働事業について、地域の森林状況、事業実績及び効果等を勘案し、理事会の承認を得て基本計画を作成するものとする。

(事業計画)

第7条 基金は、定款第10条の規定による事業計画のうち、前条の基本計画に基づき水源林保全流域協働事業に係るものを作成するときは、関係市町村にあらかじめ協議するものとする。

(事業資金)

第8条 水源林保全流域協働事業に必要な資金は、関係市町村が拠出した負担金、当該負担金の運用によって生ずる果実、及び当該事業に充てることを目的として寄附された財産をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、理事会において定めるものとする。

(実施要領及び助成金交付要領)

第9条 基金は、第4条第1項の各号及び第2項については助成金交付要領を定め、同条第3項第1号については実施要領を定めるものとする。

2 基金は、助成金交付要領若しくは実施要領を定め、又は変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

1 この業務方法書は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 財団法人豊川水源基金水源林保全流域協働事業業務方法書(平成16年11月26日施行)は、廃止する。

附 則

この業務方法書は、令和3年4月1日から施行する。

別表

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、
東栄町、豊根村

1 第4条第1項事業（人材育成・間伐推進・水源
林整備協定事業）助成金交付要領

水源林保全流域協働事業業務方法書

第4条第1項事業助成金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、水源林保全流域協働事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第9条第1項の規定に基づき、市町村が講ずる業務方法書第4条第1項に規定する人材育成事業、間伐推進事業及び水源林整備協定事業（以下「人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業」という。）に要する経費に対して交付する助成金に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成基準)

第2 人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業の助成基準は、別表に定めるところによるものとする。

2 標準単価は、理事会において定めるものとする。

(事業見込書の提出)

第3 人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業を実施しようとする市町村は、理事長が定める日までに次年度に実施しようとする事業について、事業見込書（様式第1）を理事長に提出するものとする。

(事業計画書の提出)

第4 人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業を実施しようとする市町村は、理事長が定める日までに当該年度に実施しようとする事業計画書（様式第2）を理事長に提出するものとする。

(事業計画の内定)

第5 理事長は、提出された事業計画書の内容を審査し、当該年度の予算の範囲内にて事業及び助成金額を内定し、内定通知書（様式第3）により、市町村に通知するものとする。

(助成金交付の申請)

第6 第5に基づき助成金の交付を受けようとする市町村は、理事長が定める日までに助成金交付申請書（様式第4）を理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第7 理事長は、助成金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第5）により、その内容及び条件を市町村に通知するものとする。

(変更の承認)

第8 助成金交付の決定を受けた市町村が助成金交付の対象となった事業の実施計画のうち次の各号の変更をしようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第6）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業のそれぞれにおける助成金合計額の増加

(2) 事業毎の助成金又は事業量の20%を超える変更

(3) 水源林整備協定団地の追加又は中止

2 理事長は、前項による申請がなされたときは、速やかに承認の可否を決定し、変更可否通知書(様式第7)により、市町村に通知するものとする。

(期間内に完了しないとき等の報告及び指示)

第9 市町村は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、その理由及び事業の遂行状況を記載した書類を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業実績報告)

第10 市町村は、事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第8)を理事長に提出するものとする。

(助成金の確定)

第11 理事長は、事業実績報告書を受領したときは、事業の適否及び完了を確認のうえその額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第9)により、市町村に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12 助成金の確定を受けた市町村は、助成金請求書(様式第10)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第13 理事長は、助成金請求書を受領したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(分割払)

第14 市町村は、第10から第13までの規定にかかわらず、事業毎の完了に基づき、助成金の確定前に助成金分割払請求書(様式第10)を提出し、助成金の一部の交付を受けることができる。

(検査等)

第15 理事長は、市町村に対し助成事業の実施に際して必要な指示をし、報告を求め、又は必要に応じて検査を行うことができる。

(関係書類の整備)

第16 市町村は、事業に係る収入、支出を明らかにした証拠書類、帳簿等を整備し、事業完了の翌年から5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第17 理事長は、市町村が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の取消し、又は助成金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

(1) 業務方法書、この要領及び助成金交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 助成金を当該事業以外の用途へ使用したとき。

(3) 助成金の運用又は事業の執行方法が不相当と認められたとき。

(4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金交付に関して不正の行為があったとき。

(5) 事業を中止したとき。

2 理事長は、前項の規定による助成金の交付の決定の取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(遅延利息)

第18 市町村は、助成金の返還を決定され、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

附 則

1 この要領は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 財団法人豊川水源基金水源林保全流域協働事業業務方法書第4条第1項事業助成金交付要領（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業助成基準

事業名	助成対象事業の基準	助成対象事業費	助成率	備考
人材育成事業	人材育成期間は、原則5年間とする。 資格取得等に対する経費 森林作業装備品の支給は、初年度のみとする。	人員×標準単価	10分の10以内	
間伐推進事業	間伐材搬出事業	山土場から市場等への輸送運賃	材積×標準単価	10分の8以内 原則として、基金の助成対象となった間伐事業から搬出された間伐材とする。
	高齢級間伐事業	間伐面積が0.01ha以上の規模で、8齢級以上の造林地において実施されるもの。	面積×標準単価	切捨間伐 10分の8以内 搬出間伐 10分の9以内 原則として、この基金以外の者が行う補助の対象となった事業は、助成対象としない。
	特別強化間伐事業	水源林対策事業の助成対象事業として実施されるもの。	面積×標準単価	切捨間伐 10分の4以内 搬出間伐 10分の5以内
水源林整備協定事業	水源林整備協定事業として、放置林等の針広混交林化を図るために実施される、次の事業とする。 ① 造林事業 ② 測量等調査事業	市町村が水源林整備協定事業として実施する事業費	10分の10以内	造林事業は、植栽、下刈、枝打ち、間伐、間伐材搬出及び作業路、施業路の開設並びに事業地管理等の事業とする。 測量等調査事業は、測量、調査業務及び、団地会議設置運営等の事業とする。

様式第1

年度人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業見込書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

このことについては、下記のとおりです。

記

事業名	事業量	事業費	負担区分			摘要	
			助成金	市町村	その他		
人材育成事業	人	円	円	円	円	人件費 円 資格取得等経費 円 森林作業装備品 円	
間伐推進事業	間伐材搬出事業	m ³					
	高齢級間伐事業	ha					
		切捨間伐	ha				
	搬出間伐	ha					
	特別強化間伐事業	ha					
		切捨間伐	ha				
		搬出間伐	ha				
	小計	m ³ ha					
水源林整備協定事業	ha						
合計							

注：水源林整備協定事業については、事業内訳書を添付すること。

年度水源林整備協定事業内訳書

団地名 及び面積	事業名	事業量	事業費	摘要	
団地 ha	作業路・施業路の開設	m	円		
	作業路・施業路の改良	箇所			
	切捨間伐	ha			
	搬出間伐	ha			
	市場運搬	m ³			
	広葉樹植栽	ha			
	下刈り等	ha			
	巡回	回			
	小計				
団地 ha	作業路・施業路の開設	m			
	作業路・施業路の改良	箇所			
	切捨間伐	ha			
	搬出間伐	ha			
	市場運搬	m ³			
	広葉樹植栽	ha			
	下刈り等	ha			
	巡回	回			
	小計				
団地 ha	作業路・施業路の開設	m			
	作業路・施業路の改良	箇所			
	切捨間伐	ha			
	搬出間伐	ha			
	市場運搬	m ³			
	広葉樹植栽	ha			
	下刈り等	ha			
	巡回	回			
	小計				
合計					

年度人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業計画書

第 年 月 日 号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

このことについては、下記のとおりです。

記

1 実施計画

事業名	事業量	事業費	負担区分			摘要	
			助成金	市町村	その他		
人材育成事業	人	円	円	円	円	人件費 円 資格取得等経費 円 森林作業装備品 円	
間伐推進事業	間伐材搬出事業	m ³					
	高齢級間伐事業	ha					
		切捨間伐	ha				
	搬出間伐	ha					
	特別強化間伐事業	ha					
		切捨間伐	ha				
		搬出間伐	ha				
	小計	m ³ ha					
水源林整備協定事業	ha						
合計							

注：水源林整備協定事業については、事業内訳書を添付すること。

2 収 支 予 算

(1) 収 入

区 分	予 算 額
助 成 金	円
市 町 村	
そ の 他	
合 計	

(2) 支 出

区 分	予 算 額
人 材 育 成 事 業	円
間 伐 推 進 事 業	間 伐 材 搬 出 事 業
	高 齢 級 間 伐 事 業
	特 別 強 化 間 伐 事 業
	小 計
水 源 林 整 備 協 定 事 業	
合 計	

年度水源林整備協定事業内訳書

団地名 及び面積	事業名	事業量	事業費	摘要
団地 ha	作業路・施業路の開設	m	円	
	作業路・施業路の改良	箇所		
	切捨間伐	ha		
	搬出間伐	ha		
	市場運搬	m ³		
	広葉樹植栽	ha		
	下刈り等	ha		
	巡回	回		
	小計			
団地 ha	作業路・施業路の開設	m		
	作業路・施業路の改良	箇所		
	切捨間伐	ha		
	搬出間伐	ha		
	市場運搬	m ³		
	広葉樹植栽	ha		
	下刈り等	ha		
	巡回	回		
	小計			
団地 ha	作業路・施業路の開設	m		
	作業路・施業路の改良	箇所		
	切捨間伐	ha		
	搬出間伐	ha		
	市場運搬	m ³		
	広葉樹植栽	ha		
	下刈り等	ha		
	巡回	回		
	小計			
合計				

様式第3

年度人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業内定通知書

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で提出のあったこのこと
について下記のとおり内定したので、年 月 日までに助成金交付
申請書を提出してください。

記

1 事業費総額 円

2 助成金額 円

3 事業の内訳 別紙のとおり

別 紙

事 業 の 内 訳

事 業 名	事業量	事業費	負 担 区 分			摘 要	
			助成金	市町村	その他		
人 材 育 成 事 業	人	円	円	円	円	人件費 円 資格取得等経費 円 森林作業装備品 円	
間 伐 推 進 事 業	間伐材搬出事業	m ³					
	高 齢 級 間 伐 事 業	ha					
		切捨間伐	ha				
		搬出間伐	ha				
	特 別 強 化 間 伐 事 業	ha					
		切捨間伐	ha				
		搬出間伐	ha				
	小 計	m ³ ha					
	水 源 林 整 備 協 定 事 業	ha					
	合 計						

(注) 水源林整備協定事業については、事業内訳書を参照のこと。

年度水源林整備協定事業内訳書

団地名 及び面積	事業名	事業量	事業費	摘要
団地 ha	作業路・施業路の開設	m	円	
	作業路・施業路の改良	箇所		
	切捨間伐	ha		
	搬出間伐	ha		
	市場運搬	m ³		
	広葉樹植栽	ha		
	下刈り等	ha		
	巡回	回		
	小計			
団地 ha	作業路・施業路の開設	m		
	作業路・施業路の改良	箇所		
	切捨間伐	ha		
	搬出間伐	ha		
	市場運搬	m ³		
	広葉樹植栽	ha		
	下刈り等	ha		
	巡回	回		
	小計			
団地 ha	作業路・施業路の開設	m		
	作業路・施業路の改良	箇所		
	切捨間伐	ha		
	搬出間伐	ha		
	市場運搬	m ³		
	広葉樹植栽	ha		
	下刈り等	ha		
	巡回	回		
	小計			
合計				

様式第4

年度人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業
助成金交付申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度において人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業を実施したいので、
下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|------------|--------|---|
| 1 助成金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 事業の実施計画 | 別紙のとおり | |

別 紙

実 施 計 画

事 業 名	事業量	事業費	負 担 区 分			摘 要	
			助成金	市町村	その他		
人 材 育 成 事 業	人	円	円	円	円	人件費 円 資格取得等経費 円 森林作業装備品 円	
間 伐 推 進 事 業	間 伐 材 搬 出 事 業	m ³					
	高 齢 級 間 伐 事 業	ha					
		切捨間伐	ha				
		搬出間伐	ha				
	特 別 強 化 間 伐 事 業	ha					
		切捨間伐	ha				
		搬出間伐	ha				
	小 計	m ³ ha					
	水 源 林 整 備 協 定 事 業	ha					
	合 計						

(注) 水源林整備協定事業については、事業内訳書を添付すること。

年度水源林整備協定事業内訳書

団地名 及び面積	事業名	事業量	事業費	摘要
団地 ha	作業路・施業路の開設	m	円	
	作業路・施業路の改良	箇所		
	切捨間伐	ha		
	搬出間伐	ha		
	市場運搬	m ³		
	広葉樹植栽	ha		
	下刈り等	ha		
	巡回	回		
	小計			
団地 ha	作業路・施業路の開設	m		
	作業路・施業路の改良	箇所		
	切捨間伐	ha		
	搬出間伐	ha		
	市場運搬	m ³		
	広葉樹植栽	ha		
	下刈り等	ha		
	巡回	回		
	小計			
団地 ha	作業路・施業路の開設	m		
	作業路・施業路の改良	箇所		
	切捨間伐	ha		
	搬出間伐	ha		
	市場運搬	m ³		
	広葉樹植栽	ha		
	下刈り等	ha		
	巡回	回		
	小計			
合計				

様式第5

年度人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業
助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で申請のありました
年度人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業助成金を下記のとおり決定します。

記

1 助成金額 金 円

2 条 件

様式第6

年度人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業
実施計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった人材
育成・間伐推進・水源林整備協定事業について下記のとおり実施計画を変更したいので申請
します。

記

- 1 実施計画変更の理由（具体的に）
- 2 実施計画変更の内容 別紙のとおり

別 紙

実施計画変更の内容

事業名		当初計画			変更計画			増減			
		事業量	事業費	助成金	事業量	事業費	助成金	事業量	事業費	助成金	
人材育成事業		人	円	円	人	円	円	人	円	円	
間 伐 推 進 事 業	間伐材搬出事業	m ³			m ³			m ³			
	高齡級間伐事業	切捨間伐	ha			ha			ha		
		搬出間伐	ha			ha			ha		
		特別強化間伐事業	ha			ha			ha		
	小計	切捨間伐	ha			ha			ha		
		搬出間伐	ha			ha			ha		
		小計	m ³ ha			m ³ ha			m ³ ha		
	水源林整備協定事業		ha			ha			ha		
	合計										

(注) 水源林整備協定事業については、事業内訳書を添付すること。

年度水源林整備協定事業内訳書

団地名 及び面積	事業名	当初計画		変更計画		増減	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
			円		円		円
団地 ha	作業路・施業路の開設	m		m		m	
	作業路・施業路の改良	箇所		箇所		箇所	
	切捨間伐	ha		ha		ha	
	搬出間伐	ha		ha		ha	
	市場運搬	m ³		m ³		m ³	
	広葉樹植栽	ha		ha		ha	
	下刈り等	ha		ha		ha	
	巡回	回		回		回	
	小計		/		/		/
団地 ha	作業路・施業路の開設	m		m		m	
	作業路・施業路の改良	箇所		箇所		箇所	
	切捨間伐	ha		ha		ha	
	搬出間伐	ha		ha		ha	
	市場運搬	m ³		m ³		m ³	
	広葉樹植栽	ha		ha		ha	
	下刈り等	ha		ha		ha	
	巡回	回		回		回	
	小計		/		/		/

様式第7

事業実施計画変更可否通知書

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度人材
育成・間伐推進・水源林整備協定事業実施計画の変更について、承認します。

(下記の理由により承認できません。)

様式第8

年度人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業実績報告

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業
を下記のとおり実施したので報告します。

記

- | | |
|-----------|---------|
| 1 事業実績 | 別紙1のとおり |
| 2 収支精算 | 別紙2のとおり |
| 3 実施箇所別実績 | 別紙3のとおり |

別紙1

事業実績

事業名		実施計画			実績			差引増減			
		事業量	事業費	助成金	事業量	事業費	助成金	事業量	事業費	助成金	
人材育成事業		人	円	円	人	円	円	人	円	円	
間 伐 推 進 事 業	間伐材搬出事業	m ³			m ³			m ³			
	高齡級間伐事業	ha			ha			ha			
		切捨間伐	ha			ha			ha		
		搬出間伐	ha			ha			ha		
	特別強化間伐事業	ha			ha			ha			
		切捨間伐	ha			ha			ha		
		搬出間伐	ha			ha			ha		
	小計		m ³ ha			m ³ ha			m ³ ha		
	水源林整備協定事業		ha			ha			ha		
	合計										

(注) 水源林整備協定事業については、事業内訳書を添付すること。

別紙2

収支精算

(1) 収入

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
助 成 金	円	円	円	円	
市 町 村					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出

事 業 名	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減		摘 要	
			増	減		
人 材 育 成 事 業	円	円	円	円	人件費 資格取得等経費 森林作業装備品 円 円 円	
間 伐 推 進 事 業	間伐材搬出事業					
	高 齢 級 間 伐 事 業	切捨間伐				
		搬出間伐				
		特別強化間伐事業				
		切捨間伐				
	搬出間伐					
	小 計					
	水 源 林 整 備 協 定 事 業					
	合 計					

別紙3 実施箇所別実績

(1) 高齢級間伐事業

(ア) 切捨間伐

番号	実施者	実施場所	所有別	林齢	樹種	本数		面積	単価	事業費	間伐率 B/A	摘要
						成立 A	伐倒 B					
						本	本	ha	円	円	%	

(イ) 搬出間伐

番号	実施者	実施場所	所有別	林齢	樹種	本数		搬出方法		平均材積 (m ³ /ha)	面積	単価	事業費	間伐率 B/A	摘要
						成立 A	伐倒 B	作業システム	搬出材積						
						本	本		m ³	m ³	ha	円	円	%	

(2) 特別強化間伐事業
 (ア) 切捨間伐

番号	実施者	実施場所	所有別	林齢	樹種	本数		面積	単価	事業費	間伐率 B/A	摘要
						成立 A	伐倒 B					
						本	本	ha	円	円	%	

(イ) 搬出間伐

番号	実施者	実施場所	所有別	林齢	樹種	本数		搬出方法		平均 材積 (m ³ /ha)	面積	単価	事業費	間伐率 B/A	摘要
						成立 A	伐倒 B	作業 シス テム	搬出 材積						
						本	本		m ³	m ³	ha	円	円	%	

年度水源林整備協定事業内訳書

団地名 及び面積	事業名	当初計画		変更計画		増減	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
			円		円		円
団地 ha	作業路・施業路の開設	m		m		m	
	作業路・施業路の改良	箇所		箇所		箇所	
	切捨間伐	ha		ha		ha	
	搬出間伐	ha		ha		ha	
	市場運搬	m ³		m ³		m ³	
	広葉樹植栽	ha		ha		ha	
	下刈り等	ha		ha		ha	
	巡回	回		回		回	
	小計	/		/		/	
団地 ha	作業路・施業路の開設	m		m		m	
	作業路・施業路の改良	箇所		箇所		箇所	
	切捨間伐	ha		ha		ha	
	搬出間伐	ha		ha		ha	
	市場運搬	m ³		m ³		m ³	
	広葉樹植栽	ha		ha		ha	
	下刈り等	ha		ha		ha	
	巡回	回		回		回	
	小計	/		/		/	
合計	/		/		/		

様式第9

年度人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業
助成金交付確定通知書

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました
年度人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業助成金を下記のとおり確定します。

記

1 助成金確定額 金 円
(内交付済額 円)

2 助成金確定額の内容 別紙のとおり

別 紙

助成金確定額の内容

事業名	事業量	事業費	助成金 確定額	左のうち 交付済額	摘 要	
人材育成事業	人	円	円	円	人件費 円 資格取得等経費 円 森林作業装備品 円	
間伐推進事業	間伐材搬出事業	m ³				
	高齢級間伐事業	切捨間伐	ha			
		搬出間伐	ha			
		特別強化間伐事業	ha			
	切捨間伐	ha				
		搬出間伐	ha			
	小 計	m ³ ha				
	水源林整備協定事業	ha				
	合 計					

(注) 水源林整備協定事業については、事業内訳書を参照のこと。

年度水源林整備協定事業内訳書

団地名 及び面積	事業名	事業量	事業費	摘要	
団地 ha	作業路・施業路の開設	m	円		
	作業路・施業路の改良	箇所			
	切捨間伐	ha			
	搬出間伐	ha			
	市場運搬	m ³			
	広葉樹植栽	ha			
	下刈り等	ha			
	巡回	回			
	小計				
団地 ha	作業路・施業路の開設	m			
	作業路・施業路の改良	箇所			
	切捨間伐	ha			
	搬出間伐	ha			
	市場運搬	m ³			
	広葉樹植栽	ha			
	下刈り等	ha			
	巡回	回			
	小計				
団地 ha	作業路・施業路の開設	m			
	作業路・施業路の改良	箇所			
	切捨間伐	ha			
	搬出間伐	ha			
	市場運搬	m ³			
	広葉樹植栽	ha			
	下刈り等	ha			
	巡回	回			
	小計				
合計					

様式第10

年度人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業
助成金（分割払）請求書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

下記の金額を交付してください。

金 円

助成金 確定額 (交付決定)	円
助成金 既受領額	円
今回請求額	円

助成金 確定 (交付決定) 年月日 年 月 日

口座振込先	金融機関名 支店
名義人	
口座番号等	普通・当座 No.

(注) 分割払の場合は、該当分の実績報告書を添付すること。

2 第4条第2項事業（森林づくり事業）
助成金交付要領

水源林保全流域協働事業業務方法書 第4条第2項事業助成金交付要領

(趣 旨)

第1 この要領は、水源林保全流域協働事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第9条第1項の規定に基づき、認定法人等が講ずる業務方法書第4条第2項に規定する森林づくり事業（以下「森林づくり事業」という。）に要する経費に対して交付する助成金に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業見込書の提出)

第2 森林づくり事業を実施しようとする認定法人等は、理事長が定める日までに次年度に実施しようとする事業について、事業見込書（様式第1）を理事長に提出するものとする。

(事業計画書の提出)

第3 森林づくり事業を実施しようとする認定法人等は、理事長が定める日までに当該年度に実施しようとする事業計画書（様式第2）を理事長に提出するものとする。

(事業計画の内定)

第4 理事長は、提出された事業計画書の内容を森林づくり事業採択委員会（以下「委員会」という。）に審査させ、委員会の採択に基づき、当該年度の予算の範囲内にて助成対象事業及び助成金額を内定し、内定通知書（様式第3）により、認定法人等に通知するものとする。

2 委員会の設置については別に定める。

(助成金交付の申請)

第5 第4に基づき助成金の交付を受けようとする認定法人等は、理事長が定める日までに助成金交付申請書（様式第4）を理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第6 理事長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第5）により、その内容及び条件を認定法人等に通知するものとする。

(変更の承認)

第7 助成金交付の決定を受けた認定法人等が助成金交付の対象となった事業の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第6）に変更計画書を添えて理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項による申請がなされたときは、委員会に審査させ、委員会の採択に基づき、速やかに承認の可否を決定し、変更可否通知書（様式第7）により、認定法人等に通知するものとする。

(期間内に完了しないとき等の報告及び指示)

第8 認定法人等は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になった

ときは、その理由及び事業の遂行状況を記載した書類を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業実績報告)

第9 認定法人等は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第8)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第10 理事長は、事業実績報告書を受領したときは、事業の完了を確認のうえその額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第9)により、認定法人等に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11 助成金の確定を受けた認定法人等は、助成金請求書(様式第10)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第12 理事長は、助成金請求書を受領したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(前金払)

第13 第9から第12までの規定にかかわらず、助成金の交付の決定を受けた認定法人等は、前金払交付の理由を付した助成金前金払請求書(様式第11)を理事長に提出し、理事長の承認を受けることにより、助成金確定前に助成金の一部の交付を受けることができる。

(検査等)

第14 理事長は、認定法人等に対し助成事業の実施に際して必要な指示をし、報告を求め、又は必要に応じて検査を行うことができる。

(関係書類の整備)

第15 認定法人等は、事業に係る収入、支出を明らかにした証拠書類、帳簿等を整備し、事業完了の翌年から5か年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第16 理事長は、認定法人等が次の各号の一に該当する場合は、助成金交付決定の取消し、又は助成金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

(1) 業務方法書、この要領及び助成金交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 助成金を当該事業以外の用途へ使用したとき。

(3) 助成金の運用又は事業の執行方法が不相当と認められたとき。

(4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金交付に関して不正の行為があったとき。

(5) 事業を中止したとき。

2 理事長は、前項の規定による助成金の交付の決定の取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(遅延利息)

第17 認定法人等は、助成金の返還を決定され、これを納付期日までに納付しなかったとき

は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この要領は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金水源林保全流域協働事業業務方法書第4条第2項事業助成金交付要領（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1

年度森林づくり事業見込書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

認 定 法 人 等 名

このことについては、下記のとおりです。

記

事業名	事業内容	事業費	負担区分			摘要
			助成金	認定法人等	その他	
		円	円	円	円	
合計						

(注) 事業費の積算内訳書を添付すること。

様式第2

年度森林づくり事業計画書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

認 定 法 人 等 名

このことについては、下記のとおりです。

記

1 事業計画

事業名	事業内容	事業費	負担区分			摘要
			助成金	認定法人等	その他	
		円	円	円	円	
合計						

2 収支予算

(1) 収入

区 分	予 算 額	積 算 内 訳
助 成 金	円	
認 定 法 人 等		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出

区 分	予 算 額	積 算 内 訳
	円	
合 計		

年度森林づくり事業内定通知書

第 号
年 月 日

認定法人等様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについて下記のとおり内定したので、年 月 日までに助成金交付申請書を提出してください。

記

1 助成金額 円

2 事業の内訳

事業名	事業内容	事業費	助成金	摘要
		円	円	
合計				

年度森林づくり事業助成金交付申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

認 定 法 人 等 名

年度において森林づくり事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 事業計画

事業名	事業内容	事業費	負担区分			摘要
			助成金	認定法人等	その他	
		円	円	円	円	
合計						

(注) 事業費の積算内訳書を添付すること。

年度森林づくり事業助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

認 定 法 人 等 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度
森林づくり事業助成金を下記のとおり決定します。

記

1 助 成 金 額 金 円

2 条 件

年度森林づくり事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

認 定 法 人 等 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった森林づくり
事業について下記のとおり事業計画を変更したいので申請します。

記

1 事業計画変更の理由（具体的に）

2 変 更 計 画 書 別紙のとおり

別 紙

2 変更計画書

事業名	当 初 計 画					変 更 計 画					増 減				
	事業内容	事業費	負 担 区 分			事業内容	事業費	負 担 区 分			事業内容	事業費	負 担 区 分		
			助成金	認定法人等	その他			助成金	認定法人等	その他			助成金	認定法人等	その他
		円	円	円	円		円	円	円	円		円	円	円	円
合 計															

(注) 計画変更の事業費積算内訳書を添付すること。

様式第7

年度森林づくり事業計画変更可否通知書

第 号

年 月 日

認 定 法 人 等 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度

森林づくり事業計画の変更について、承認します。

(下記の理由により承認できません。)

年度森林づくり事業実績報告書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

認 定 法 人 等 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業を下記
のとおり実施したので報告します。

記

- | | |
|--------|---------|
| 1 事業実績 | 別紙1のとおり |
| 2 収支決算 | 別紙2のとおり |

別紙1

事業実績

事業名	事業計画					実績					増減				
	事業内容	事業費	負担区分			事業内容	事業費	負担区分			事業内容	事業費	負担区分		
			助成金	認定法人等	その他			助成金	認定法人等	その他			助成金	認定法人等	その他
		円	円	円	円		円	円	円	円		円	円	円	円
合計															

- (注) 1 実績の事業費積算内訳書を添付すること。
 2 事業の実施状況が確認できる書類（写真、新聞記事、募集チラシ等）を添付すること。

別紙2

収 支 決 算

(1) 収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
助 成 金	円	円	円	円	
認定法人等					
そ の 他					
合 計					

(2) 支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

年度森林づくり事業助成金交付確定通知書

第 号
年 月 日

認 定 法 人 等 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました
年度森林づくり事業助成金を下記のとおり確定します。

記

- 1 助成金確定額 円
(内交付済額 円)
- 2 助成金確定額の内容 別紙のとおり

別 紙

助成金確定額の内容

事 業 名	事 業 内 容	事 業 費	助成金確定額	摘 要
		円	円	
合 計				

様式第10

年度森林づくり事業助成金請求書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

認定法人等名

下記の金額を交付してください。

金 円

助成金確定額	円
助成金既受領額	円
今回請求額	円

助成金確定年月日

年 月 日

口座振込先	金融機関名 支店
名義人	
口座番号等	普通・当座 No.

様式第11

年度森林づくり事業助成金前金払請求書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

認定法人等名

下記の金額を交付してください。

金 円

助成金額（交付決定額）	円
今回請求額	円
助成金残額	円

助成金交付決定年月日

年 月 日

口座振込先	金融機関名 支店
名義人	
口座番号等	普通・当座 No.

- (注) 1 助成金交付決定通知書の写を添付すること。
2 前金払交付理由書（該当分の金額、算出根拠、必要理由等）を添付すること。

VII 水源地対策事業業務方法書

水源地域対策事業業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人豊川水源基金定款（以下「定款」という。）第4条第2項の規定に基づき、公益財団法人豊川水源基金（以下「基金」という。）の事業のうち、定款第4条第1項第2号の助成事業（以下「水源地域対策事業」という。）の実施についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 基金は、その事業の公共性に鑑み、国、ダム等の起業者及び管理者並びに関係区市町村と緊密な関係を図ることにより、その業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

(定義)

第3条 この業務方法書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ダム等

イ 豊川水系において建設されるダム、その他水資源の開発のための施設で受益が広域に及ぶものをいう。

ロ 豊川水系におけるダム、その他水資源の開発のための施設で、イに掲げるもの以外のものをいう。

(2) 水源地域

ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域及びその周辺地域で、理事会で定める地域をいう。

(3) 水没関係住民

ダム等の建設により移転を余儀なくされ、又は生活の基礎に著しい影響を受ける者をいう。

(4) 水源地域市町村

水源地域の全部又は一部をその区域に含む市町村をいう。

(5) 認定法人等

土地開発公社等の法人であって理事会において適当と認めたものをいう。

(6) 関係区市町村

定款第7条第3項第1号に規定する財産を出捐した愛知県及び関係市町村をいう。

(事業の対象ダム等)

第4条 基金が行う事業の対象とするダム等は、理事会において定めるものとする。

(助成対象事業)

第5条 基金は、第3条第1号イのダム等に係る水源地域対策事業として、水源地域市町村が

次の各号に掲げる事業を自ら実施した場合、当該事業を実施する県に負担金を拠出した場合及び当該事業を実施する認定法人等に対して助成を講じた場合に、当該市町村に対して助成を行うものとする。

- (1) 水没関係住民のために行う代替地等の不動産取得
- (2) 水没関係住民の代替地等の不動産取得に対する助成
- (3) 水没関係住民の営農及び営業開始に対する助成
- (4) 水没関係住民の生活安定に対する助成
- (5) 生活相談員の設置
- (6) 水源地域の振興及び整備
- (7) 水没関係住民の生活再建又は水源地域の振興及び整備に関する調査
- (8) 水源地域対策事業により設置された施設の維持管理
- (9) 水没関係住民の生活再建対策に係る地方税の減免等
- (10) 水没関係住民に対する特別の援助
- (11) 水没関係住民に対する集団移転地の整備に関する事業
- (12) その他水源地域市町村からの申し出により理事会で決議した事業

2 基金は、第3条第1号イのダムに係る水源地域対策事業として、認定法人等が前項の各号に掲げる事業を自ら実施した場合に、当該法人等に対して助成を行うものとする。

3 基金は、第3条第1号ロのダム等に係る水源地域対策事業として水源地域市町村が次の各号に掲げる事業を実施した場合に、当該市町村に対して助成を行うものとする。

- (1) 水源地域の環境整備
- (2) 水源地域の環境整備に関する調査
(業務細則)

第6条 基金は、前条に規定する事業の助成の基準(金額、期間、対象者等)について別に業務細則を定めるものとする。

2 基金は、業務細則を定め、又は変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第7条 基金は、水源地域市町村等が作成したダム等ごとの水没関係住民の生活再建計画及び水源地域の振興計画を踏まえ、定款第10条の事業計画及び予算の附属書類として、業務細則に従いダム等ごとに毎年度事業計画及び収支予算を作成するものとする。

(事業資金)

第8条 基金が行う第5条に規定する事業に必要な資金は、ダム等の建設により利益を受ける関係県市町村(以下「受益県市町村」という。)の負担金、当該事業に充てることを目的として寄附された財産をもって充てるものとする。ただし、第5条第1項第8号及び第3項に規

定する事業に必要な資金は、当該事業に充てることを目的として寄附された財産及び果実をもって充てるものとする。

- 2 前項の負担金の負担割合は、受益区市町村と協議のうえ、理事会の決議を経て定めるものとする。

(事業の実施)

第9条 基金は、水源地域市町村等の申し出により、第7条に規定するダム等ごとの毎年度の事業計画に基づき事業を行うものとする。

附 則

- 1 この業務方法書は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金水源地域対策事業業務方法書（昭和59年7月7日施行）は、廃止する。

附 則

この業務方法書は、平成28年4月1日から施行する。

1 水源地域対策事業業務細則

水源地域対策事業業務細則

(目 的)

第1条 この業務細則は、水源地域対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第6条第1項の規定に基づき公益財団法人豊川水源基金が水源地域市町村等の実施する水源地域対策事業に要する経費に対して助成を行う基準等を定めることを目的とする。

(助成の基準等)

第2条 水源地域市町村等の行う事業のうち基金が助成する事業の基準等は、次表のとおりとする。

対 象 事 業	助 成 の 基 準 等
<p>(業務方法書第5条第1項第1号の事業)</p> <p>金融機関から融資を受けて水没関係住民のために行う代替地等（宅地、農地、山林等をいう。）の不動産を取得する事業</p>	<p>① 助成額は、水源地域市町村等が金融機関に支払った利子相当額の範囲内とし、理事会で定める額とする。</p> <p>② 助成の期間は、業務方法書第4条の規定に基づき事業の対象ダム等に指定された日以後、水源地域市町村等が金融機関の融資を受けた日から当該不動産の分譲を行った日、又は水没関係住民に対し補償金の支払いが行われた日のうちいずれか早い日までとする。</p>
<p>(業務方法書第5条第1項第2号の事業)</p> <p>水没関係住民が行う代替地取得等資金の借入れに対する利子補給の事業</p>	<p>① 助成額は、水源地域市町村等が金融機関又は水没関係住民に支払った利子相当額の範囲内とする。</p> <p>ただし、利子補給の対象となる借入金の額は、一件につきダム建設による補償見込額の8割又は5,000万円のいずれか低い額を限度とする。</p> <p>② 利子補給率は、各金融機関の貸付利率を勘案して理事会で定める率とする。</p> <p>③ 利子補給期間は、水没関係住民が金融機関の融資を受けた日（融資を受けた日が理事会で別に定める日より早いときは、理事会で別に定める日）から補償金の支払いが行われた日までとする。</p> <p>ただし、補償金が2回以上にわたって支払われた場合は、その都度、補償金の支払い額が借入金の返済に充てられたものとして取り扱う。</p>

対 象 事 業	助 成 の 基 準 等
<p>(業務方法書第5条第1項第3号の事業)</p> <p>水没関係住民が行う営農又は営業資金の借入れに対する利子補給の事業</p>	<p>① 助成額は、水源地域市町村等が金融機関に支払った利子相当額の範囲内とする。</p> <p>ただし、利子補給の対象となる借入金の額は、一件につき2,000万円を限度とする。</p> <p>② 利子補給率は、各金融機関の貸付利率を勘案して理事会で定める率とする。</p> <p>③ 利子補給対象期間は、理事会で定める期間とする。</p>
<p>(業務方法書第5条第1項第4号の事業)</p> <p>(1) 職業の転換を必要とする水没関係住民のために行う職業訓練手当を支給する。</p>	<p>① 助成額は、水源地域市町村が水没関係住民に対して愛知県の訓練手当等支給要綱に準じて支給した職業訓練手当の範囲内とし、理事会で定める額とする。</p> <p>② 手当支給の対象者は、水没関係住民で移転の日から2年を経過した以前に公的な職業訓練機関、又は各種学校において職業訓練を受けた者とする。</p> <p>ただし、雇用対策法(昭和41年法律第132号)に基づく職業転換給付金の支給対象者は除く。</p> <p>③ 交付の期間は、水没関係住民が職業訓練を受けた期間とし、1年間を限度とする。</p>
<p>(2) 職業転換が著しく困難な水没関係住民のために行う生活保障金を支給する事業</p>	<p>① 助成額は、水源地域市町村が水没関係住民に支払った支給額の範囲内として、理事会が公的年金制度の年金を勘案して定める額とする。</p> <p>② 支給の対象者は、主として生計を支える者であって、理事会が定める生活保障金の支給開始日に満60歳以上65歳未満の者とする。</p> <p>ただし、当該開始日から5年以内に満60歳に達する者で、水源地域市町村が特に必要と認めた者を含む。</p> <p>③ 交付の期間は、前項の対象者が、満65歳に達する日の前日までの期間とする。</p>
<p>(3) 水没関係住民が行う生活安定資金の借入れに対する利子補給の事業</p>	<p>① 助成額は、水源地域市町村等が金融機関に支払った額の範囲内とする。</p> <p>ただし、利子補給の対象となる借入金の額は、1件につき500万円を限度とする。</p>

対 象 事 業	助 成 の 基 準 等
	② 助成対象者は、職業訓練手当の支給を受けた者とする。 ③ 利子補給率は、各金融機関の貸付利率を勘案して理事会で定める率とする。 ④ 交付期間は、理事会で定める期間とする。
(業務方法書第5条第1項第5号の事業) 水没関係住民のために生活相談員を設置する事業	① 助成の対象人員は、1ダムについて2名以内とする。 ② 助成額は、水源地域市町村が負担する額のうち、給与等諸手当並びに旅費の支給実額及び社会保険料等の事業主負担額の範囲内とし、理事会で定める額とする。 ③ 助成の期間は、ダム完成時を限度とする。
(業務方法書第5条第1項第6号の事業) ダム等の建設に伴い必要となる水源地域の振興及び整備のために行う事業	① 助成の対象事業は、原則として、ダム等の建設期間中に実施される事業で理事会の決議を経たものとする。 ② 助成額は、当該事業に要した経費のうち水源地域市町村が負担する額の範囲内で理事会の決議を経た助成率により算定した額とする。
(業務方法書第5条第1項第7号の事業) 水没関係住民の生活再建対策又は水源地域の振興及び整備のために行う調査事業	① 助成額は、調査に要した費用とする。 ② 助成期間は、調査に要した期間とする。
(業務方法書第5条第1項第8号の事業) ダム等の建設に伴い必要となる水源地域対策事業のうち、広域的な受益に係る施設であって、水源地域市町村の維持管理に要する経費に対する措置	助成の対象となる施設、助成額及び助成期間は、理事会の決議を経て定める。

対 象 事 業	助 成 の 基 準 等
<p>(業務方法書第5条第1項第9号の事業)</p> <p>(1) 水源地域市町村が水没関係住民の生活再建の一環として行う誘致企業に対する固定資産税の減免措置</p>	<p>① 助成額は、減免した固定資産税に相当する額の範囲内とし、理事会で定める額とする。</p> <p>② 助成期間は、5年間とする。</p>
<p>(2) 水源地域市町村の水没関係住民に対する固定資産税の減免措置又は固定資産税の一部相当額の支給事業</p>	<p>① 助成額は、水源地域市町村が減免した固定資産税に相当する額又は固定資産税の一部相当額として支給した額の範囲内とし、理事会で定める額とする。</p> <p>② 助成の対象は、水源地域市町村が水没関係住民の移転に際して、移転先(当該関係市町村内)における固定資産税の減免措置及び固定資産税の一部相当額の支給に係るものとする。</p> <p>③ 助成期間は、5年間とする。</p>
<p>(業務方法書第5条第1項第10号の事業)</p> <p>ダム等の建設により、土地・建物・その他生活の基盤を喪失する者に対して行う援助</p>	<p>助成の対象及び助成額は、理事会の決議を経て定める。</p>
<p>(業務方法書第5条第1項第11号の事業)</p> <p>水没関係住民に対する集団移転地の整備に関する事業</p>	<p>助成の対象及び助成額は、理事会の決議を経て定める。</p>
<p>(業務方法書第5条第1項第12号の事業)</p> <p>その他水源地域市町村からの申し出による事業に対して行う助成</p>	<p>理事会の決議を経て定める。</p>

対 象 事 業	助 成 の 基 準 等
(業務方法書第5条第2項の事業) 認定法人等が自ら実施する水源 地域対策事業で、当該法人等に対し て行う助成	助成の対象及び助成額は、理事会の決議を経て定める。
(業務方法書第5条第3項第1号 の事業) ダム等の水源地域の環境整備の ために行う事業	助成の対象事業、助成額及び助成期間は、理事会の決議を 経て定める。
(業務方法書第5条第3項第2号 の事業) ダム等の水源地域の環境整備の ために行う調査事業	① 助成額は、調査に要した費用とする。 ② 助成期間は、調査に要した期間とする。

附 則

- 1 この業務細則は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金水源地域対策事業業務細則（昭和59年7月7日施行）は、廃止する。

2 第5条第1項第6号事業（水源地域振興事業）
助 成 金 交 付 要 領

水源地域対策事業業務方法書 第5条第1項第6号事業助成金交付要領

(趣 旨)

第1 この要領は、水源地域対策事業業務方法書(以下「業務方法書」という。)第6条に基づき、業務方法書第5条第1項第6号に規定する水源地域の振興及び整備に必要な助成金の交付措置について必要な事項を定めるものとする。

(水源地域の振興及び整備に必要な措置)

第2 基金は、水源地域対策事業業務細則(以下「業務細則」という。)第2条に基づき、理事会が決定した業務方法書第5条第1項第6号に規定する水源地域の振興及び整備に必要な事業(以下「水源地域振興事業」という。)を実施する水源地域市町村に当該事業に要する経費の一部を助成する。

(助成金の助成対象額及び助成金の額)

第3 助成金の助成対象額は、水源地域振興事業の実施に伴い水源地域市町村が負担することとなる額とする。

2 助成金の額は事業の対象ダム等ごとに次の助成率を乗じた額とする。

- (1) 寒狭川頭首工及び導水路は、1,000分の730とする。
- (2) 大島ダムは、1,000分の700とする。
- (3) 設楽ダムは、1,000分の800とする。

(事業計画書の提出)

第4 助成金の交付を受けようとする水源地域市町村は、理事長が定める日までに次年度に実施しようとする事業計画書(様式第1)を理事長に提出するものとする。

(事業実施計画書の提出)

第5 助成金の交付を受けようとする水源地域市町村は、理事長が定める日までに当該年度に実施しようとする事業実施計画書(様式第2)を理事長に提出するものとする。

ただし、国及び県からの助成がある事業は、事業決定後速やかに理事長に提出するものとする。

(助成金交付の内定)

第6 理事長は、第5の規定による事業実施計画書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは事業及び助成金の交付を内定し、通知書(様式第3)により水源地域市町村に通知するものとする。

(助成金交付の申請)

第7 第6の規定による助成金交付の内定通知を受けた水源地域市町村は、速やかに助成金交付申請書(様式第4)を理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第8 理事長は、第7の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、通知書（様式第5）によりその内容及び条件を水源地域市町村に通知するものとする。

（事業実施計画書の変更等）

第9 助成金の交付を受けようとする水源地域市町村は、やむを得ない理由により事業実施計画を変更しようとするときは、速やかに事業実施変更計画書（様式第6）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定による事業実施変更計画書の提出に伴い第6の規定により通知した助成金の内定額を変更する必要がある場合は、通知書（様式第7）により内定額の変更を水源地域市町村に通知するものとする。

（変更交付の申請）

第10 第9第2項の規定による助成金内定額の変更通知を受けた水源地域市町村は、速やかに助成金変更交付申請書（様式第8）を理事長に提出しなければならない。

（変更交付の決定）

第11 理事長は、第10の規定による助成金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは第8の規定による交付決定を変更し、通知書（様式第9）によりその内容及び条件を水源地域市町村に通知するものとする。

（事業実績報告）

第12 助成金の交付決定を受けた水源地域市町村は、交付決定に係る全ての事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第10）を理事長に提出するものとする。

（助成金の確定）

第13 理事長は、第12の規定による事業実績報告書を受理したときは、事業の完了を確認のうえその額を確定し、通知書（様式第11）により水源地域市町村に通知するものとする。

（助成金の請求）

第14 助成金の確定を受けた水源地域市町村は、助成金請求書（様式第12）を理事長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第15 理事長は、第14の規定による助成金請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

（概算払）

第16 第12から第15までの規定にかかわらず、助成金の交付の決定を受けた水源地域市町村は、概算払請求書（様式第13）を理事長に提出し、理事長の承認を受けることにより、助成金確定前に助成金の一部の交付を受けることができる。

（検査等）

第17 理事長は、水源地域市町村から第12の規定により事業の完了に係る書類の提出があっ

たときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が助成金の交付決定の内容及び条件に適合するものであるかどうか検査することができる。

(関係書類の整備)

第 18 助成金の交付を受けた水源地域市町村は、当該事業の施行に関する書類を整備し、事業完了の翌年度から 5 ヶ年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第 19 理事長は、助成金の交付を受け又は受けようとする水源地域市町村が、次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付決定の取消し又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 業務方法書、業務細則及びこの要領並びに助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し又は助成金の交付に関して不正の行為があったとき。
- (3) 助成金の運用又は事業の執行方法が不適当と認められたとき。

(遅延利息)

第 20 助成金の交付を受けた水源地域市町村は、第 19 の規定により助成金の返還を決定され、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この要領は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金水源地域対策事業業務方法書第 5 条第 1 項第 6 号事業助成金交付要領（昭和 62 年 7 月 30 日施行）は、廃止する。

様式第 1

第 年 月 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度水源地域振興事業計画書について(提出)

年度〇〇〇〇に係る水源地域振興事業計画について、助成金交付要領第 4 の規定により別紙のとおり提出します。

(その2)

市町村名

(単位：円)

事業量	事業費	年 度				年 度 以 降				備 考	
		財 源 内 訳				財 源 内 訳					
		国	県	市町村	受益者	事業量	事業費	国	県		市町村

様式第2

第 年 月 日
第 年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度水源地域振興事業実施計画書について(提出)

年度〇〇〇〇に係る水源地域振興事業実施計画について、助成金交付要領第5の規定により別紙のとおり提出します。

様式第3

第 年 月 日
第 年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度水源地域振興事業の内定について(通知)

年 月 日付け 第 号で提出のあった〇〇〇〇に係る水源地域振興事業実施計画については、下記のとおり内定したので、助成金交付要領第6の規定により通知します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 事業費総額 | 金 | 円 |
| 2 助成金内定額 | 金 | 円 |

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度水源地域振興事業助成金交付申請書

年度〇〇〇〇に係る水源地域振興事業について、助成金交付要領第7の規定により下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1 助成金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 助成金交付申請額の算出方法 | 別 | 紙 |

様式第4 (別紙)

助成金交付申請額算定書

事業名	年度事業						交付申請額	交付申請額 算定基礎
	事業量	事業費	財源内訳					
			国	県	市町村	受益者		
		円	円	円	円	円	A×助成率 ()	
計					A		円	

様式第5

第 年 月 日
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度水源地域振興事業助成金交付決定について(通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇〇〇に係る水源地域振興事業助成金については、下記のとおり決定したので、助成金交付要領第8の規定により通知します。

記

1 助成金交付決定額 金 円

2 条 件

様式第6

第 年 月 日
第 年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度水源地域振興事業実施変更計画書について(提出)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった〇〇〇〇に係る
水源地域振興事業について、実施計画を別紙のとおり変更したいので、助成金交付要領
第9の規定により提出します。

第 年 月 日
第 年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度水源地域振興事業の変更内定について(通知)

年 月 日付け 第 号で提出のあった〇〇〇〇に係る水源地域振興事業実施変更計画については、下記のとおり内定したので、助成金交付要領第9第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業費変更総額 | 金 | 円 |
| 2 | 助成金変更内定額 | 金 | 円 |

第 年 月 日
第 年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度水源地域振興事業助成金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった〇〇〇〇に係る
水源地域振興事業について、下記のとおり変更したいので、助成金交付要領第 10 の規
定により申請します。

記

- 1 助成金変更交付申請額 金 円
- 2 助成金変更交付申請額の算出方法 別 紙

様式第8 (別紙)

助成金変更交付申請額算定書

事業名	年度事業						変更 交付申請額	変更 交付申請額 算定基礎
	事業量	事業費	財源内訳					
			国	県	市町村	受益者		
		円	円	円	円	円	A × 助成率 ()	
計					A		円	

(注) 年度事業欄は、変更前を黒字で変更後を赤字で2段書とすること。
(1事業を変更する場合でも全事業について記すること)

第 年 月 日
第 年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度水源地域振興事業助成金変更交付決定について(通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇〇〇に係る水源地域振興事業助成金については、下記のとおり決定したので、助成金交付要領第11の規定により通知します。

記

1 助成金変更交付決定額 金 円

2 条 件

様式第 10

第 年 月 日
第 年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度水源地域振興事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった〇〇〇〇に係る
水源地域振興事業を別添のとおり実施したので、助成金交付要領第 12 の規定により報
告します。

様式第10—2

収 支 精 算 書

事 業 の 種 類

歳 入

(単位：円)

款	項	目	節	精 算 額	摘 要
計					

歳 出

(単位：円)

款	項	目	精 算 額	財 源 内 訳				国県補助対象 事業費
				国	県	市町村	受益者	
計								

(注) 他の事業と合併して決算がなされている場合は、当該事業分を () 書きで内書きすること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 円

市 町 村 長 名

第 年 月 日
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度水源地域振興事業助成金の額の確定について(通知)

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました 年
度〇〇〇〇に係る水源地域振興事業助成金を下記のとおり確定したので、助成金交付要
領第 13 の規定により通知します。

記

1 助成金確定額 金 円

第 年 月 日
号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度水源地域振興事業助成金請求書

年 月 日付け 第 号で確定のあった水源地域振興事業助成金について、助成金交付要領第 14 の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 助成金請求額 金 円
- 2 既受領額 金 円
- 3 助成金確定額 金 円
- 4 助成金確定年月日 年 月 日

振込先	
口座番号	普通・当座
名義人	

第 年 月 日 号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度水源地域振興事業助成金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった水源地域振興事業助成金について、助成金交付要領第 16 の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 交 付 決 定 額 金 円
- 2 既 受 領 額 金 円
- 3 今 回 請 求 額 金 円
- 4 残 額 金 円

振 込 先	
口 座 番 号	普通・当座
名 義 人	

- (注) 1 助成金交付決定通知書の写を添付すること。
2 請求額の算出根拠が確認できる書類を提出すること。

3 第5条第1項第2号、第9号及び第10号事業
（生活再建対策事業）助成金交付要領

水源地域対策事業業務方法書

第5条第1項第2号、第9号及び第10号事業助成金交付要領

(趣 旨)

第1 この要領は、水源地域対策事業業務方法書(以下「業務方法書」という。)第5条第1項第2号、第9号及び第10号に規定する水没関係住民の生活再建対策に必要な助成金の交付措置について、必要な事項を定めるものとする。

(水没関係住民の生活再建対策に必要な措置)

第2 基金は、水源地域対策事業業務細則(以下「業務細則」という。)第2条の規定に基づき、理事会が決定した業務方法書第5条第1項第2号、第9号及び第10号に規定する水没関係住民の生活再建対策に必要な事業(以下「生活再建対策事業」という。)を実施する水源地域市町村に、当該事業に要する経費を助成する。

(事業見込書の提出)

第3 助成金の交付を受けようとする水源地域市町村は、理事長が定める日までに次年度に実施しようとする事業見込書(様式第1)を理事長に提出するものとする。

(助成金交付の申請)

第4 水源地域市町村が助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める日までに、助成金交付申請書(様式第2)を理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第5 理事長は、第4の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し、通知書(様式第3)によりその内容及び条件を、水源地域市町村に通知するものとする。

(変更交付の申請)

第6 水源地域市町村が第5の規定により通知された助成金交付決定額のうち次の各号の変更をしようとするときは、速やかに助成金変更交付申請書(様式第4)を理事長に提出しなければならない。

(1) 第2号事業、第9号事業及び第10号事業のそれぞれにおける助成金合計額の増加

(2) 事業毎の助成金の20パーセントを超える変更

(変更交付の決定)

第7 理事長は、第6の規定による助成金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは第5による交付決定を変更し、通知書(様式第5)によりその内容及び条件を水源地域市町村に通知するものとする。

(事業実績報告)

第8 助成金の交付決定を受けた水源地域市町村は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第6)を理事長に提出するものとする。

(助成金の確定)

第9 理事長は、第8の規定による事業実績報告書を受理したときは、事業の完了を確認のうえその額を確定し、通知書(様式第7)により水源地域市町村に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10 助成金の確定を受けた水源地域市町村は、助成金請求書(様式第8)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第11 理事長は、第10の規定による助成金請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

(概算払)

第12 第8から第11までの規定にかかわらず、助成金の交付の決定を受けた水源地域市町村は、概算払請求書(様式第9)を理事長に提出し、理事長の承認を受けることにより、助成金確定前に助成金の一部の交付を受けることができる。

(関係書類の整備)

第13 助成金の交付を受けた水源地域市町村は、当該事業の施行に関する書類を整備し、事業完了の翌年度から5か年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第14 理事長は、助成金の交付を受け又は受けようとする水源地域市町村が、次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付決定の取消し又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 業務方法書、業務細則及びこの要領並びに助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し又は助成金の交付に関して不正の行為があったとき。
- (3) 助成金の運用又は事業の執行方法が不相当と認められたとき。

(遅延利息)

第15 助成金の交付を受けた水源地域市町村は、第14の規定により助成金の返還を決定され、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この要領は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

2 財団法人豊川水源基金水源地域対策事業業務方法書第5条第1項第2号、第9号及び第10号事業助成金交付要領（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

様式第 1

第 年 月 日
号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度〇〇ダムに係る生活再建対策事業見込書について(提出)

年度〇〇ダムに係る生活再建対策事業見込について、助成金交付要領第 3 の規定により下記のとおり提出します。

記

事業見込

事業区分	事業量	事業費	負担区分			摘要
			助成金	市町村	その他	
	世帯	円	円	円	円	
計						

第 年 月 日
 号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度〇〇ダムに係る生活再建対策事業助成金交付申請書

年度〇〇ダムに係る生活再建対策事業について、助成金交付要領第4の規定により下記のとおり申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 事業の内容

事業区分	事業量	事業費	負担区分			摘要
			助成金	市町村	その他	
	世帯	円	円	円	円	
計						

(注) 実施計画書又はこれに準ずるものを添付すること。

第 年 月 日
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度〇〇ダムに係る生活再建対策事業助成金交付決定について(通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇ダムに係る生活再建対策事業助成金については、下記のとおり決定したので、助成金交付要領第5の規定により通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 金 円
- 2 条 件

第 年 月 日
第 年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度〇〇ダムに係る生活再建対策事業助成金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった〇〇ダムに係る生活再建対策事業について、下記のとおり変更したいので、助成金交付要領第6の規定により申請します。

記

- 1 助成金変更交付申請額 金 円
- 2 助成金変更申請額算定書 別 紙

助成金変更交付申請額算定書

事業区分	事業量	事業費	負担区分			変更交付額 申請額	備考
			助成金	市町村	その他		
	世帯	円	円	円	円		
計						円	

(注) 事業区分を除く全ての欄は、変更前を黒字、変更後を赤字で2段書とする。

(1事業を変更する場合でも、全事業について記すること)

様式第 5

第 年 月 日
第 年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度〇〇ダムに係る生活再建対策事業助成金変更交付決定について(通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇ダムに係る生活再建対策事業助成金については、下記のとおり決定したので、助成金交付要領第 7 の規定により通知します。

記

1 助成金変更交付決定額 金 円

2 条 件

第 年 月 日
 号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度〇〇ダムに係る生活再建対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった〇〇ダムに係る生活再建対策事業を別添のとおり実施したので、助成金交付要領第8の規定により下記のとおり報告します。

記

事業実績

事業区分	事業量	事業費	負担区分			摘要
			助成金	市町村	その他	
	世帯	円	円	円	円	
計						

- (注) 1 収支精算書(抜粋)を添付すること。
 2 実績内訳書を添付すること。

様式第6の別表1

収 支 精 算 書

事業名 ()

歳入

歳出

(単位：円)

(単位：円)

款	項	目	節	精算額	摘要
計					

款	項	目	精算額	財 源 内 訳			摘要
				助成金	市町村	その他	
計							

(注) 他の事業と合併して決算がなされている場合は、当該事業分を () 書きで内書きすること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市 町 村 長 名

様式第6の別表3

生活再建対策事業実績内訳書

事業の種類 生活再建資金支給事業

世帯主名	感謝見舞金				移転地確保援助金				町内定住促進費				備考
	補償契約 締結(予定)日	世帯主 住民登録日	支給額	支給 年月日	移転先 市町村名	宅地取得 年月日	支給額	支給 年月日	移転 年月日	世帯人数	支給額	支給 年月日	
			円				円			人	円		

第 年 月 日
第 年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年度〇〇ダムに係る生活再建対策事業助成金の額の確定について(通知)

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました 年
度〇〇ダムに係る生活再建対策事業助成金を下記のとおり確定したので、助成金交付要
領第9の規定により通知します。

記

1 助成金確定額 金 円

第 年 月 日
号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度〇〇ダムに係る生活再建対策事業助成金請求書

年 月 日付け 第 号で確定のあった生活再建対策事業助成金について、助成金交付要領第10の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 事業費金 円
- 2 助成金請求額 金 円
- 3 既受領額 金 円
- 4 助成金確定額 金 円
- 5 助成金確定年月日 年 月 日

振込先	
口座番号	普通・当座
名義人	

第 年 月 日
号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度〇〇ダムに係る生活再建対策事業助成金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった生活再建対策事業助成金について、助成金交付要領第12の規定により下記のとおり請求します。

記

1 交 付 決 定 額	金	円
2 既 受 領 額	金	円
3 今 回 請 求 額	金	円
4 残 額	金	円

振 込 先	
口 座 番 号	普通・当座
名 義 人	

- (注) 1 助成金交付決定通知書の写を添付すること。
2 請求額の算出根拠が確認できる書類を提出すること。

4 第5条第2項事業（集团移転地整備事業）助成金交付要領

水源地域対策事業業務方法書 第5条第2項事業助成金交付要領

(趣 旨)

第1 この要領は、水源地域対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第5条第2項の規定に基づき、認定法人等による第5条第1項第11号に掲げる事業（以下「集団移転地整備事業」という。）に必要な助成金の交付措置について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の助成対象額及び助成金の額)

第2 助成金の助成対象額は、認定法人等が集団移転地整備事業の実施に要した額と宅地等の処分により得た譲渡収入との差額とする。

2 助成金の額は、前項の助成対象額の全額とする。

3 助成金は、集団移転地整備事業に係るそれぞれの地区単位で算定し、地区内の宅地の譲渡が複数年度にわたる場合は、当該地区の譲渡年度単位で算定するものとし、翌年度予算で交付するものとする。

(事業見込書の提出)

第3 助成金の交付を受けようとする認定法人等は、理事長が定める日までに事業見込書（様式第1）を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付申請)

第4 認定法人等が、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める日までに助成金交付申請書（様式第2）を理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第5 理事長は、第4の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、通知書（様式第3）により、その内容及び条件を認定法人等に通知するものとする。

(事業実績報告)

第6 助成金の交付決定を受けた認定法人等は、事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第4）を理事長に提出するものとする。

(助成金の確定)

第7 理事長は、第6の規定による事業実績報告書を受理したときは、事業の完了を確認のうえ、その額を確定し、通知書（様式第5）により、認定法人等に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8 助成金の確定を受けた認定法人等は、助成金請求書（様式第6）を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第9 理事長は、第8の規定による助成金請求書を受理したときは、助成金を交付するものと

する。

(関係書類の整備)

第10 助成金の交付を受けた認定法人等は、当該事業の施行に関する書類を整備し、事業完了の翌年度から6か年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第11 理事長は、助成金の交付を受け又は受けようとする認定法人等が、次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付決定の取消し又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 業務方法書、業務細則及びこの要領並びに助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し又は助成金の交付に関して不正の行為があったとき。
- (3) 助成金の運用又は事業の執行方法が不相当と認められたとき。

(延滞利得)

第12 助成金の交付を受けた認定法人等は、第11の規定により助成金の返還を決定され、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を納付しなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めたときは、延滞利息の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この要領は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金水源地域対策事業業務方法書第5条第2項事業助成金交付要領（平成24年1月10日施行）は、廃止する。

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

認 定 法 人 等 名

〇〇ダムに係る集団移転地整備事業見込書について(提出)

〇〇ダムに係る集団移転地整備事業見込について、助成金交付要領第 3 の規定により下記のとおり提出します。

記

事業見込

事業区分	事業量	事業費	負 担 区 分			摘 要
			助成金	分譲価格	その他	
	m ²	円	円	円	円	
計						

第 年 月 日 号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

認 定 法 人 等 名

〇〇ダムに係る集団移転地整備事業助成金交付申請書

〇〇ダムに係る集団移転地整備事業について、助成金交付要領第4の規定により下記のとおり申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 事業の内容

事業区分	事業量	事業費	負担区分			摘要
			助成金	分譲価格	その他	
	m ²	円	円	円	円	
計						

(注) 実施計画書又はこれに準ずるものを添付すること。

第 年 月 日
第 号

認 定 法 人 等 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

〇〇ダムに係る集団移転地整備事業助成金交付決定について(通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇ダムに係る集団移転地整備事業助成金については、下記のとおり決定したので、助成金交付要領第5の規定により通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 金 円
- 2 条 件

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

認 定 法 人 等 名

〇〇ダムに係る集団移転地整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった〇〇ダムに係る
 集団移転地整備事業を別添のとおり実施したので、助成金交付要領第6の規定により下
 記のとおり報告します。

記

事 業 実 績

事業区分	事業量	事業費	負 担 区 分			摘 要
			助成金	分譲価格	その他	
	m ²	円	円	円	円	
計						

- (注) 1 収支精算書(抜粋)を添付すること。
 2 実績内訳書を添付すること。

様式第4の別表1

収 支 精 算 書

事業名 ()

歳入

(単位：円)

科 目	内 容	金 額	摘 要
計			

歳出

(単位：円)

科 目	内 容	金 額	摘 要
計			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

認 定 法 人 等 名

様式第4の別表2

集 団 移 転 地 整 備 事 業 実 績 内 訳 書

契 約 者 名	移 転 先 及 び 区 画 名	区 画 面 積	事 業 費	分 譲 価 格	助 成 金	引 渡 年 月 日	備 考
		m ²	円	円	円		

第 年 月 日
第 号

認 定 法 人 等 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

〇〇ダムに係る集団移転地整備事業助成金の額の確定について(通知)

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました〇〇ダムに係る集団移転地整備事業助成金を下記のとおり確定したので、助成金交付要領第7の規定により通知します。

記

1 助成金確定額 金 円

第 年 月 日
号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

認 定 法 人 等 名

〇〇ダムに係る集団移転地整備事業助成金請求書

年 月 日付け 第 号で確定のあった集団移転地整備事業
助成金について、助成金交付要領第8の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 助成金請求額 金 円
- 2 助成金確定額 金 円
- 3 助成金確定年月日 年 月 日

振込先	
口座番号	普通・当座
名義人	

5 第5条第3項第1号事業（水源地域環境整備事業）
助 成 金 交 付 要 領

水源地域対策事業業務方法書 第5条第3項第1号事業助成金交付要領

(趣 旨)

第1 この要領は、水源地域対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第5条第3項第1号に規定する水源地域の環境整備に必要な助成金の交付措置について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の助成対象額及び助成金の額)

第2 助成金の助成対象額は、助成対象事業の実施に伴い水源地域市町村が負担することとなる額とする。

2 助成金の額は、前項の助成対象額に2分の1を乗じた額で、基金の財務状況を考慮して理事長が定める額を限度とする。

(事業計画書の提出)

第3 助成金の交付を受けようとする水源地域市町村は、理事長が定める日までに次年度に実施しようとする事業計画書（様式第1）を理事長に提出するものとする。

(事業実施計画書の提出)

第4 助成金の交付を受けようとする水源地域市町村は、理事長が定める日までに当該年度に実施しようとする事業実施計画書（様式第2）を理事長に提出するものとする。

ただし、国及び県からの助成がある事業は、事業決定後速やかに理事長に提出するものとする。

(助成金交付の内定)

第5 理事長は、第4の規定による事業実施計画書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは事業及び助成金の交付を内定し、内定通知書（様式第3）により水源地域市町村に通知するものとする。

(助成金交付の申請)

第6 第5の規定による助成金交付の内定通知を受けた水源地域市町村は、速やかに助成金交付申請書（様式第4）を理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第7 理事長は、第6の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第5）によりその内容及び条件を水源地域市町村に通知するものとする。

(事業実施計画書の変更等)

第8 助成金の交付を受けようとする水源地域市町村は、やむを得ない理由により事業実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事業実施変更計画書（様式第6）を理事長に提出

するものとする。

2 理事長は、前項の規定による事業実施変更計画書の提出に伴い第5の規定により通知した助成金の内定額を変更する必要がある場合は、変更内定通知書(様式第7)により内定額の変更を水源地域市町村に通知するものとする。

(変更交付の申請)

第9 第8第2項の規定による助成金内定額の変更通知を受けた水源地域市町村は、速やかに助成金変更交付申請書(様式第8)を理事長に提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第10 理事長は、第9の規定による助成金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは第7の規定による交付決定を変更し、助成金変更交付決定通知書(様式第9)によりその内容及び条件を水源地域市町村に通知するものとする。

(事業実績報告)

第11 助成金の交付決定を受けた水源地域市町村は、交付決定に係る全ての事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第10)を理事長に提出するものとする。

(助成金の確定)

第12 理事長は、第11の規定による事業実績報告書を受理したときは、事業の完了を確認のうえその額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第11)により水源地域市町村に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13 助成金の確定を受けた水源地域市町村は、助成金請求書(様式第12)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第14 理事長は、第13の規定による助成金請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

(検査等)

第15 理事長は、水源地域市町村から第11の規定により事業の完了に係る書類の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が助成金の交付決定の内容及び条件に適合するものであるかどうか検査することができる。

(関係書類の整備)

第16 助成金の交付を受けた水源地域市町村は、当該事業の施行に関する書類を整備し、事業完了の翌年度から5か年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第17 理事長は、助成金の交付を受け又は受けようとする水源地域市町村が、次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付決定の取消し又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 業務方法書、業務細則及びこの要領並びに助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し又は助成金の交付に関して不正の行為があったとき。
 - (3) 助成金の運用又は事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- (遅延利息)

第 18 助成金の交付を受けた水源地域市町村は、第 17 の規定により助成金の返還を決定され、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この要領は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金水源地域対策事業業務方法書第 5 条第 3 項第 1 号事業助成金交付要領（平成 5 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

様式第 1

年度水源地域環境整備事業計画書

第 年 月 日
第 年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度 に係る水源地域環境整備事業計画について、助成金交付要領第 3 の規定により別紙のとおり提出します。

様式第1 (別紙)

水源地域環境整備事業計画

市町村名

業	事業内容 〔施設等の規模 事業量〕	事業実施場所	事業費	負担区分			摘要
				助成金	市町村	その他	
			円	円	円	円	
計							

添付資料：計画箇所を図示した図面 1部

様式第2

年度水源地域環境整備事業実施計画書

第 年 月 日
号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度 に係る水源地域環境整備事業実施計画について、助成金交付要領第4の規定により別紙のとおり提出します。

様式第2 (別紙)

水源地域環境整備事業実施計画

市町村名

事業名	事業内容 〔施設等の規模 事業量〕	事業実施場所	着工及び完了 予定年月日	事業費	負担区分		
					助成金	市町村	その他
				円	円	円	円
計							

添付資料： 1 事業実施場所の付近見取り図 2部
 2 施設等の配置図及び立面図等 2部

年度水源地域環境整備事業内定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で提出のあった に係る水源地域環境整備事業実施計画については、下記のとおり内定したので、助成金交付要領第5の規定により通知します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 事業費総額 | 金 | 円 |
| 2 助成金内定額 | 金 | 円 |

年度水源地域環境整備事業助成金交付申請書

第 年 月 日
号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年度 に係る水源地域環境整備事業について、助成金交付要領第 6 の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 金 円
- 2 助成金交付申請額算定書 別 紙

助成金交付申請額算定書

市町村名

事業名	事業内容 〔施設等の規模 事業量〕	事業実施場所	事業費 円	財源内訳		交付申請額	交付申請額 算定基礎
				市町村 円	その他 円		
計				A		円	A×助成率 ()

様式第 5

年度水源地域環境整備事業助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で提出のあった に係る水源
地域環境整備事業助成金については、下記のとおり決定したので、助成金交付要領第 7
の規定により通知します。

記

1 助成金交付決定額 金 円

2 条 件

様式第 6

年度水源地域環境整備事業実施変更計画書

第 号
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった に係る
水源地域環境整備事業について、実施計画を別紙のとおり変更したいので、助成金交付
要領第 8 第 1 項の規定により提出します。

水源地域環境整備事業実施変更計画

市町村名

事業名	変更前					変更後						
	事業内容	施設等の規模 事業量	事業費	負担区分			事業内容	施設等の規模 事業量	事業費	負担区分		
				助成金	市町村	その他				助成金	市町村	その他
			円	円	円	円		円	円	円	円	円
計												

- 添付資料： 1 変更後の事業実施場所付近見取り図、施設等の配置図及び立面図等 2部
 2 変更理由を明記した変更理由書 2部

年度水源地域環境整備事業変更内定通知書

第 年 月 日
第 号

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で提出のあった に係る水源地域環境整備事業実施変更計画については、下記のとおり内定したので、助成金交付要領第8第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業費変更総額 | 金 | 円 |
| 2 | 助成金変更内定額 | 金 | 円 |

様式第 8

年度水源地域環境整備事業助成金変更交付申請書

第 年 月 日
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった に係る
水源地域環境整備事業について、下記のとおり変更したいので、助成金交付要領第 9 の
規定により申請します。

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1 助成金変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 助成金変更交付申請額算定書 | 別 | 紙 |

助成金変更交付申請額算定書

市町村名

事業名	事業内容 〔施設等の規模 事業量〕	事業実施場所	事業費 円	財源内訳		変更交付 申請額	変更交付 申請額 算定基礎
				市町村 円	その他 円		
							A×助成率 ()
計				A		円	

(注) 変更前を黒字で変更後を赤字で2段書とする。
(1事業を変更する場合でも全事業について記入すること。)

年度水源地域環境整備事業助成金変更交付決定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で提出のあった に係る水源
地域環境整備事業助成金については、下記のとおり決定したので、助成金交付要領第
10の規定により通知します。

記

1 助成金変更交付決定額 金 円

2 条 件

様式第 10

年度水源地域環境整備事業実績報告書

第 年 月 日
第 号

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった に係る
水源地域環境整備事業を別紙のとおり実施したので、助成金交付要領第 11 の規定によ
り報告します。

様式第10 (別紙)

1 事業実績

事業名	事業内容 〔施設等の規模 事業量〕	事業実施場所	着工及び完了 年 月 日	事業費	負担区分		
					助成金	市町村	その他
				円	円	円	円
計							

2 収 支 精 算

(1) 収 入

区 分		予 算 額	精 算 額	差 引 増 減 (△)	摘 要
助 成 金		円	円	円	
市 町 村 費					
内 訳	一 般 財 源				
	特 定 財 源				
そ の 他					
計					

(2) 支 出

区 分		予 算 額	精 算 額	差 引 増 減 (△)	摘 要
		円	円	円	
計					

(注) (2) 支出の区分欄は、事業名を記載する。

- 添付資料：1 契約書（変更契約書を含む。）の写又はこれに準ずるもの。
 2 検査調書の写。
 3 着工前と完了後の写真（工程等がわかるものを含む。）
 4 工事箇所を図示した図面。

様式第 11

年度水源地域環境整備事業助成金交付確定通知書

第 年 月 日
年 月 日

市 町 村 長 様

公益財団法人豊川水源基金理事長名

年 月 日付け 第 号で実績報告のありました に
係る水源地域環境整備事業助成金を下記のとおり確定したので、助成金交付要領第 12
の規定により通知します。

記

助成金確定額 金 円

年度水源地域環境整備事業助成金請求書

第 年 月 日
年 月 日

公益財団法人豊川水源基金理事長 様

市 町 村 長 名

年 月 日付け 第 号で確定のあった水源地域環境整備事業助成金について、助成金交付要領第 13 の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 助成金請求額 金 円
- 2 助成金確定額 金 円
- 3 助成金確定年月日 年 月 日

振込先	
口座番号	普通・当座
名義人	

VIII 新城市（鳳来地域）水源地対策基金事業
業 務 方 法 書

新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業業務方法書

（目的）

第1条 この業務方法書は、公益財団法人豊川水源基金定款（以下「定款」という。）第4条第2項の規定に基づき、公益財団法人豊川水源基金（以下「基金」という。）の事業のうち、定款第4条第1項第2号の助成事業（以下「水源地域対策事業」という。）で、新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業として実施されるものについての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 基金は、その事業の公共性に鑑み、国及び関係縣市町村と緊密な連携を図ることにより、その業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

（実施地域）

第3条 基金が、この業務方法書に基づいて行う事業の対象地域は、平成17年10月1日の合併前の南設楽郡鳳来町の全域（以下「新城市（鳳来地域）」という。）とする。

（助成対象事業）

第4条 基金は、新城市が次の各号に掲げる事業を自ら実施した場合又は助成措置を講じた場合に、新城市に対して助成を行うものとする。

- （1）新城市（鳳来地域）の振興及び整備
- （2）新城市（鳳来地域）の振興及び整備に関する調査
- （3）新城市（鳳来地域）内において、基金の助成により設置された施設の維持管理
- （4）その他新城市からの申し出により理事会で決議した事業

（業務方法書の変更）

第5条 この業務方法書を変更しようとするときは、あらかじめ、新城市の意見を聴き、理事会の決議を経なければならない。

（業務細則及び助成金交付要領）

第6条 基金は、第4条に規定する事業の助成基準（金額、期間等）について別に業務細則及び助成金交付要領を定めるものとする。

2 基金は、業務細則及び助成金交付要領を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ新城市の意見を聴き、理事会の決議を経なければならない。

（事業計画及び収支予算）

第7条 基金は、新城市が作成した事業見込書を踏まえ、定款第10条の事業計画及び予算の附属書類として、業務細則に従い毎年度事業計画及び収支予算を作成するものとする。

（新城市（鳳来地域）水源地域対策基金から生ずる収益の用途の制限）

第8条 新城市（鳳来地域）水源地域対策基金から生ずる収益は、基金が行う第4条に規定す

る事業に必要な資金に充て、若しくは同基金に繰り入れなければならない。

(事業資金)

第9条 基金が行う第4条に規定する事業に必要な資金は、当該事業に充てることを目的として寄附された財産、新城市（鳳来地域）水源地域対策基金から生ずる果実及び特定費用準備資金をもって充てるものとする。

(事業の実施)

第10条 基金は、新城市の申し出により、第7条に規定する毎年度の事業計画に基づき事業を行うものとする。

附 則

- 1 この業務方法書は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業業務方法書（平成10年3月30日施行）は、廃止する。

附 則

この業務方法書は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和4年5月27日から施行する。

1 新城市（鳳来地域）水源地対策基金事業
業 務 細 則

新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業業務細則

（目的）

第1条 この業務細則は、新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第6条第1項の規定に基づき公益財団法人豊川水源基金が新城市の実施する水源地域対策事業に要する経費に対して助成を行う基準等を定めることを目的とする。

（助成の基準等）

第2条 新城市の行う事業のうち基金が助成する事業の基準等は、次表のとおりとする。

対 象 事 業	助 成 の 基 準 等
（業務方法書第4条第1号の事業） 新城市（鳳来地域）の振興及び整備のため に行う事業	① 助成の対象事業及び助成期間は、理事会の決議を経たものとする。 ② 助成額は、当該事業に要した経費のうち新城市が負担する額の範囲内で理事会の決議を経て算定した額とする。
（業務方法書第4条第2号の事業） 新城市（鳳来地域）の振興及び整備のため に行う調査事業	① 助成額は、調査に要した費用とする。 ② 助成期間は、調査に要した期間とする。
（業務方法書第4条第3号の事業） 新城市（鳳来地域）内において、基金の助成により設置された施設の維持管理に要する経費に対する措置	助成の対象となる施設、助成額及び助成期間は、理事会の決議を経て定める。
（業務方法書第4条第4号の事業） その他新城市からの申し出による事業に 対して行う助成	理事会の決議を経て定める。

附 則

- 1 この業務細則は、公益財団法人豊川水源基金の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業業務細則（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この業務細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 新城市（鳳来地域）水源地対策基金事業 業務方法書第4条助成金交付要領

新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業 業務方法書第4条事業助成金交付要領

（趣旨）

第1 この要領は、新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第6条に基づき、業務方法書第4条に規定する新城市（鳳来地域）の振興及び整備等に必要な助成金の交付措置について必要な事項を定めるものとする。

（新城市（鳳来地域）の振興及び整備等に必要な措置）

第2 基金は、新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業業務細則（以下「業務細則」という。）第2条に基づき、理事会が決定した業務方法書第4条に規定する新城市（鳳来地域）の振興及び整備等に必要な事業（以下「新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業」という。）を実施する新城市に当該事業に要する経費の一部を助成する。

（助成金の助成対象額及び助成金の額）

第3 助成金の助成対象額は、新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業の実施に伴い新城市が負担することとなる額とする。

2 助成金の額は当該事業に要した経費のうち新城市が負担する額の範囲内で理事会の決議を経て算定した額とする。

（事業見込書の提出）

第4 助成金の交付を受けようとする新城市は、理事長が定める日までに次年度に実施しようとする事業見込書（様式第1）を理事長に提出するものとする。

（事業計画書の提出）

第5 助成金の交付を受けようとする新城市は、理事長が定める日までに当該年度に実施しようとする事業計画書（様式第2）を理事長に提出するものとする。

（助成金交付の内定）

第6 理事長は、第5の規定による事業計画書を受領したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは事業及び助成金の交付を内定し、内定通知書（様式第3）により新城市に通知するものとする。

（助成金交付の申請）

第7 第6の規定による助成金交付の内定通知を受けた新城市は、速やかに助成金交付申請書（様式第4）を理事長に提出しなければならない。

（助成金交付の決定）

第8 理事長は、第7の規定による助成金交付申請書を受領したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第5）によりその内容及び条件を新城市に通知するものとする。

(事業計画書の変更等)

第9 助成金の交付を受けようとする新城市は、やむを得ない理由により事業計画を変更しようとするときは、速やかに事業変更計画書(様式第6)を理事長に提出するものとする。ただし、理事長が別に定める軽微な変更は除くものとする。

2 理事長は、前項の規定による事業変更計画書の提出に伴い第6の規定により通知した助成金の内定額を変更する必要がある場合は、変更内定通知書(様式第7)により内定額の変更を新城市に通知するものとする。

(変更交付の申請)

第10 第9第2項の規定による助成金内定額の変更通知を受けた新城市は、速やかに助成金変更交付申請書(様式第8)を理事長に提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第11 理事長は、第10の規定による助成金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは第8の規定による交付決定を変更し、助成金変更交付決定通知書(様式第9)によりその内容及び条件を新城市に通知するものとする。

(事業実績報告)

第12 助成金の交付決定を受けた新城市は、交付決定に係る全ての事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第10)を理事長に提出するものとする。

(助成金の確定)

第13 理事長は、第12の規定による事業実績報告書を受理したときは、事業の完了を確認のうえその額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第11)により新城市に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14 助成金の確定を受けた新城市は、助成金請求書(様式第12)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第15 理事長は、第14の規定による助成金請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

(検査等)

第16 理事長は、新城市から第12の規定により事業の完了に係る書類の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が助成金の交付決定の内容及び条件に適合するものであるかどうか検査することができる。

(関係書類の整備)

第17 助成金の交付を受けた新城市は、当該事業の施行に関する書類を整備し、事業完了の翌年度から5か年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第 18 理事長は、助成金の交付を受け又は受けようとする新城市が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の取消し又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 業務方法書、業務細則及びこの要領並びに助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し又は助成金の交付に関して不正の行為があったとき。
- (3) 助成金の運用又は事業の執行方法が不相当と認められたとき。

(遅延利息)

第 19 助成金の交付を受けた新城市は、第 18 の規定により助成金の返還を決定され、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この要領は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 財団法人豊川水源基金新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業業務方法書第 4 条事業助成金交付要領（平成 10 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 から様式第 1 2 まで (略)

IX 設楽ダム水源地域対策事業業務方法書

設楽ダム水源地域対策事業業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人豊川水源基金定款（以下「定款」という。）第4条第2項の規定に基づき、公益財団法人豊川水源基金（以下「基金」という。）の事業のうち、定款第4条第1項第2号の助成事業（以下「水源地域対策事業」という。）で、設楽ダム水源地域対策事業として実施されるものについての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 基金は、その事業の公共性に鑑み、国及び関係县市町村と緊密な連携を図ることにより、その業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

(実施地域)

第3条 基金が、この業務方法書に基づいて行う事業の対象地域は、設楽町のうち次の地区（以下「設楽ダムの水源地域」という。）をいう。

川向、大名倉、田口、八橋、長江、小松、清崎、松戸 田峯、荒尾、和市、田内、東納庫、豊邦、三都橋の地区

(助成対象事業)

第4条 基金は、設楽町が次の各号に掲げる事業を自ら実施した場合又は助成措置を講じた場合に、設楽町に対して助成を行うものとする。

- (1) 設楽ダムの水源地域における振興及び整備
- (2) 設楽ダムの水源地域における振興及び整備に関する調査
- (3) 設楽ダムの水源地域において、水源地域対策特別措置法に基づく整備事業及び基金の助成により整備され、設楽町が管理する施設の維持管理
- (4) その他設楽町からの申し出により理事会で決議した事業

(業務方法書の変更)

第5条 この業務方法書を変更しようとするときは、あらかじめ、設楽町の意見を聴き、理事会の決議を経なければならない。

(業務細則及び助成金交付要領)

第6条 基金は、第4条に規定する事業の助成基準等（金額、期間等）について別に業務細則及び助成金交付要領を定めるものとする。

- 2 基金は、業務細則及び助成金交付要領を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ設楽町の意見を聴き、理事会の決議を経なければならない。

(事業計画)

第7条 基金は、設楽町が作成した事業見込書を踏まえ、定款第10条の規定による事業計画を作成するものとする。

(設楽ダム水源地域対策事業費積立資産から生ずる収益の使途の制限)

第8条 設楽ダム水源地域対策事業費積立資産から生ずる収益は、基金が行う第4条に規定する事業に必要な資金に充て、若しくは同資産に繰り入れなければならない。

(事業資金)

第9条 基金が行う第4条に規定する事業に必要な資金は、設楽ダム水源地域対策事業費積立資産及び当該積立資産から生ずる果実並びに当該事業に充てることを目的として寄附された財産をもって充てる。

(事業の実施)

第10条 基金は、設楽町の申し出により、第7条に規定する毎年度の事業計画に基づき事業を行うものとする。

附 則

この業務方法書は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和4年5月27日から施行する。

1 設楽ダム水源地域対策事業業務細則

設楽ダム水源地域対策事業業務細則

(目的)

第1条 この業務細則は、設楽ダム水源地域対策事業業務方法書(以下「業務方法書」という。)

第6条第1項の規定に基づき公益財団法人豊川水源基金が設楽町の実施する水源地域対策事業に要する経費に対して助成を行う基準等を定めることを目的とする。

(助成の基準等)

第2条 設楽町が行う事業のうち基金が助成する事業の基準等は、次表のとおりとする。

対 象 事 業	助 成 の 基 準 等
(業務方法書第4条第1号の事業) 設楽ダムの水源地域における振興及び整備のために行う事業	① 助成の対象事業は、理事会の決議を経たものとする。 ② 助成額は、当該事業に要した経費のうち設楽町が負担する額の範囲内で理事会の決議を経て算定した額とする。
(業務方法書第4条第2号の事業) 設楽ダムの水源地域における振興及び整備のために行う調査事業	助成額は、調査に要した費用とする。
(業務方法書第4条第3号の事業) 設楽ダムの水源地域において、水源地域対策特別措置法に基づく整備事業及び基金の助成により整備され、設楽町が管理する施設の維持管理に要する経費に対する措置	助成の対象となる施設及び助成額は、理事会の決議を経て定める。
(業務方法書第4条第4号の事業) その他設楽町からの申し出による事業に対して行う助成	理事会の決議を経て定める。

附 則

この業務細則は、令和3年4月1日から施行する。

2 設楽ダム水源地域対策事業助成金交付要領

設楽ダム水源地域対策事業助成金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、設楽ダム水源地域対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第6条第1項に基づき、設楽町が講ずる水源地域対策事業に対する助成金の交付措置について必要な事項を定めるものとする。

(設楽ダム水源地域における振興及び整備等に必要な措置)

第2 基金は、設楽ダム水源地域対策事業業務細則（以下「業務細則」という。）第2条に基づき、理事会が決定した業務方法書第4条に規定する水源地域対策事業を実施する設楽町に当該事業に要する経費の範囲内を助成する。

(助成金の助成対象額及び助成金の額)

第3 助成金の助成対象額は、事業の実施に伴い設楽町が負担することとなる額とする。

2 助成金の額は当該事業に要した経費のうち設楽町が負担する額の範囲内で理事会の決議を経て算定した額とする。

(事業見込書の提出)

第4 助成金の交付を受けようとする設楽町は、理事長が定める日までに次年度に実施しようとする事業見込書（様式第1）を理事長に提出するものとする。

(事業計画書の提出)

第5 助成金の交付を受けようとする設楽町は、理事長が定める日までに当該年度に実施しようとする事業計画書（様式第2）を理事長に提出するものとする。

(助成金交付の内定)

第6 理事長は、第5の規定による事業計画書を受領したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは事業及び助成金の交付を内定し、内定通知書（様式第3）により設楽町に通知するものとする。

(助成金交付の申請)

第7 第6の規定による助成金交付の内定通知を受けた設楽町は、速やかに助成金交付申請書（様式第4）を理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第8 理事長は、第7の規定による助成金交付申請書を受領したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第5）によりその内容及び条件を設楽町に通知するものとする。

(事業計画書の変更等)

第9 助成金の交付を受けようとする設楽町は、やむを得ない理由により事業計画を変更しようとするときは、速やかに事業変更計画書（様式第6）を理事長に提出するものとする。ただし、理事長が別に定める軽微な変更は除くものとする。

2 理事長は、前項の規定による事業変更計画書の提出に伴い第6の規定により通知した助成金の内定額を変更する必要がある場合は、変更内定通知書(様式第7)により内定額の変更を設楽町に通知するものとする。

(変更交付の申請)

第10 第9第2項の規定による助成金内定額の変更通知を受けた設楽町は、速やかに助成金変更交付申請書(様式第8)を理事長に提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第11 理事長は、第10の規定による助成金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは第8の規定による交付決定を変更し、助成金変更交付決定通知書(様式第9)によりその内容及び条件を設楽町に通知するものとする。

(事業実績報告)

第12 助成金の交付決定を受けた設楽町は、交付決定に係る全ての事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第10)を理事長に提出するものとする。

(助成金の確定)

第13 理事長は、第12の規定による事業実績報告書を受理したときは、事業の完了を確認のうえその額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第11)により設楽町に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14 助成金の確定を受けた設楽町は、助成金請求書(様式第12)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第15 理事長は、第14の規定による助成金請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

(検査等)

第16 理事長は、設楽町から第12の規定により事業の完了に係る書類の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が助成金の交付決定の内容及び条件に適合するものであるかどうか検査することができる。

(関係書類の整備)

第17 助成金の交付を受けた設楽町は、当該事業の施行に関する書類を整備し、事業完了の翌年度から5か年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第18 理事長は、助成金の交付を受け又は受けようとする設楽町が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の取消し又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 業務方法書、業務細則及びこの要領並びに助成金の交付決定に付した条件に違反した

とき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し又は助成金の交付に関して不正の行為があったとき。

(3) 助成金の運用又は事業の執行方法が不相当と認められたとき。

(遅延利息)

第 19 助成金の交付を受けた設楽町は、第 18 の規定により助成金の返還を決定され、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 から様式第 1 2 まで (略)